

安心して生み育てられるまち

葛巻町次世代育成支援行動計画
第3期葛巻町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

令和7年10月
岩手県葛巻町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	2
5	計画の基本的視点	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	人口等の状況	5
2	産業・就業構造の状況	9
3	児童を取り巻く状況	10
4	子育て支援サービス利用状況・意向調査結果の概要	13

第3章 計画の取り組み状況

1	次世代育成支援行動計画の事業実績	20
2	子ども・子育て支援事業計画の事業実績	31

第4章 次世代育成支援行動計画

テーマ1	地域における子育て支援サービスの充実	35
テーマ2	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	37
テーマ3	子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保	43
テーマ4	子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	48
テーマ5	職業生活と家庭生活との両立の推進	52
テーマ6	要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	54
テーマ7	親育ちと次代の親の育成の推進	58

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	教育・保育の提供区域の設定	6 1
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	6 1
3	乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	6 3
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	6 4
5	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等	6 8
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	6 8
7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	6 8
8	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	6 9

第6章 それぞれの役割

1	家庭の役割	7 0
2	地域社会の役割	7 0
3	学校の役割	7 0
4	企業等の役割	7 1
5	行政の役割	7 1
6	子ども・子育て会議の役割	7 1

第7章 計画の推進と評価

1	計画の推進	7 2
2	計画の評価	7 2

資料編

葛巻町子ども・子育て会議条例	7 3
葛巻町子ども・子育て会議委員名簿	7 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国において、令和6年4月1日時点における15歳未満の子どもの数は、1,401万人と前年より33万人少なく、昭和57年から43年連続で減少しています。また、総人口に占める子どもの割合も、前年より0.2ポイント低い11.3%と50年連続で減少しており、少子化が急速に進んでいます。

国における子ども・子育て対策は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、自治体や企業が次世代育成支援行動計画を策定し、仕事と家庭の両立を支援する環境が整えられました。さらに、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が導入され、保育サービスの質の向上や量的拡充、家庭への養育支援が総合的に推進されました。

また、令和5年には子ども政策を统一的に進める「こども家庭庁」が発足し、子ども施策の一元化が進められ、同年制定された「こども基本法」により、すべての子どもが幸福な生活を送るための権利が保障される社会を目指した取り組みが強化されています。

岩手県では、次世代育成対策推進法に基づく都道府県行動計画として、「いわて子どもプラン」を策定し、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援施策を推進しました。また、子ども・子育て支援法に基づく都道府県行動計画として、「岩手県子ども・子育て支援事業計画」を策定し、県全体の教育・保育の提供体制の確保に関する事項等を定め、保育士等の人材確保及び資質向上並びに専門的な知識・技術を要する支援を推進しました。

本町では、すべての子どもが保護者や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「第1期葛巻町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」、令和2年3月に「第2期葛巻町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、「安心して生子、子育て・子育てが楽しいまち くずまき」を理念とし、町民の誰もが安心して子どもを生子、育てられるよう、マタニティライフサポート事業、新生児家庭訪問、子どもや妊婦の医療費助成や保育料の無償化など、幅広い分野にわたり、子育て支援施策を推進してきたところです。

今後においても、子育て支援の質と量を確保するほか、保護者の多様なニーズに対応できる就学前教育・保育体制の構築を目指すとともに、妊娠から産後までの切れ目のない妊産婦の支援、育児の孤立感や負担感を持つ要支援家庭へのきめ細やかな支援など、さらなる子育て支援の充実を図ります。

そのため、本計画は、各種分野にわたる子育て支援がより実効性を持って推進されるべく、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画と、「次世代育成支援対策推進法」における市町村行動計画を一体的に策定し、子どもたちの心身ともに健やかな成長に資する基本計画とするものです。

2 計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援法第61条第1項」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法第8条第1項」に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定したものであり、すべての子どもと子育て家庭を対象として、町が今後推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的にまとめたものです。

また、この計画は町の将来を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりを進めるため、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業をはじめ、すべての町民が、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となるものです。

策定にあたっては、これまでの葛巻町における取り組みの継続性を保ち、子育て支援に関する各分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるために、上位計画である葛巻町総合計画や関連計画と整合性を持った計画として定めています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行動計画は、計画期間の定めはありませんが、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画は、計画期間を5年間に定めています。

本計画は、二つの法に基づく計画を一体的に策定するため、「子ども・子育て支援法」の定めにより、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

4 計画の基本理念

「 安心して生み、子育て・子育てが楽しいまち くずまき 」

次世代育成支援行動計画は、すべての子どもが健やかに成長できるよう、家庭、地域、保育施設、学校、行政などが、それぞれの役割を認識し、協働しながら新しい子育て支援社会を構築すべく策定されました。そのため、出産や子育てに関する様々な負担や障害をできるだけ軽減していく施策に重点を置き、安心して生み・育てるための保護者支援に力を入れてきました。

本計画では、これまでの理念を引き継ぎ、保護者の子育て支援の充実強化を図ることはもちろんですが、質の高い幼児教育に重点を置く「子ども・子育て支援法」に基づき、より子どもたちの「育ち」に着目した事業を推進していきます。

子どもの育ちと保護者の支援には、地域社会の理解と協力が欠かせず、子どもを取り巻く環境すべてをもって、心身ともに健やかに、次代を担う子どもの育ちを支えていく必要があります。

本町では、住民が地域の子どもたちに寄り添い、愛情をもって接し、見守る社会が構築されています。このような社会環境のもとで、子どもたちが質の高い保育のサービスや幼児教育を受けながら、心身ともに健やかに育っていくことを願い、前計画の理念を継続し、「安心して生み、子育て・子育てが楽しいまち くずまき」を掲げ、本計画を策定します。

5 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す6つの方向性を本計画における基本的視点とします。

(1) 子どもの視点

子育て支援の施策の中では、子どもの利益が最大限尊重されるよう努めます。

(2) 親育ち・次代の親を育成する視点

子どもの養育に関する第一義的な責任と役割は親及び家庭であるという視点で、親子の関わりや家庭における養育を重視し、親子がともに育つような取り組みを進めます。

また、長期的な視野に立った子どもの健全育成で、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるような次代の親の育成を進めます。

(3) サービス利用者並びにサービスの質の視点

保育や幼児教育の多様なニーズに柔軟に対応できる体制の構築と、サービスのさらなる質の向上に努めます。

(4) 社会全体による支援の視点

子育てを社会全体の役割として捉え、地域社会全体で支援できるよう努めます。事業所や自治会組織、各種団体等が、それぞれの立場で子育て支援に積極的に関わります。

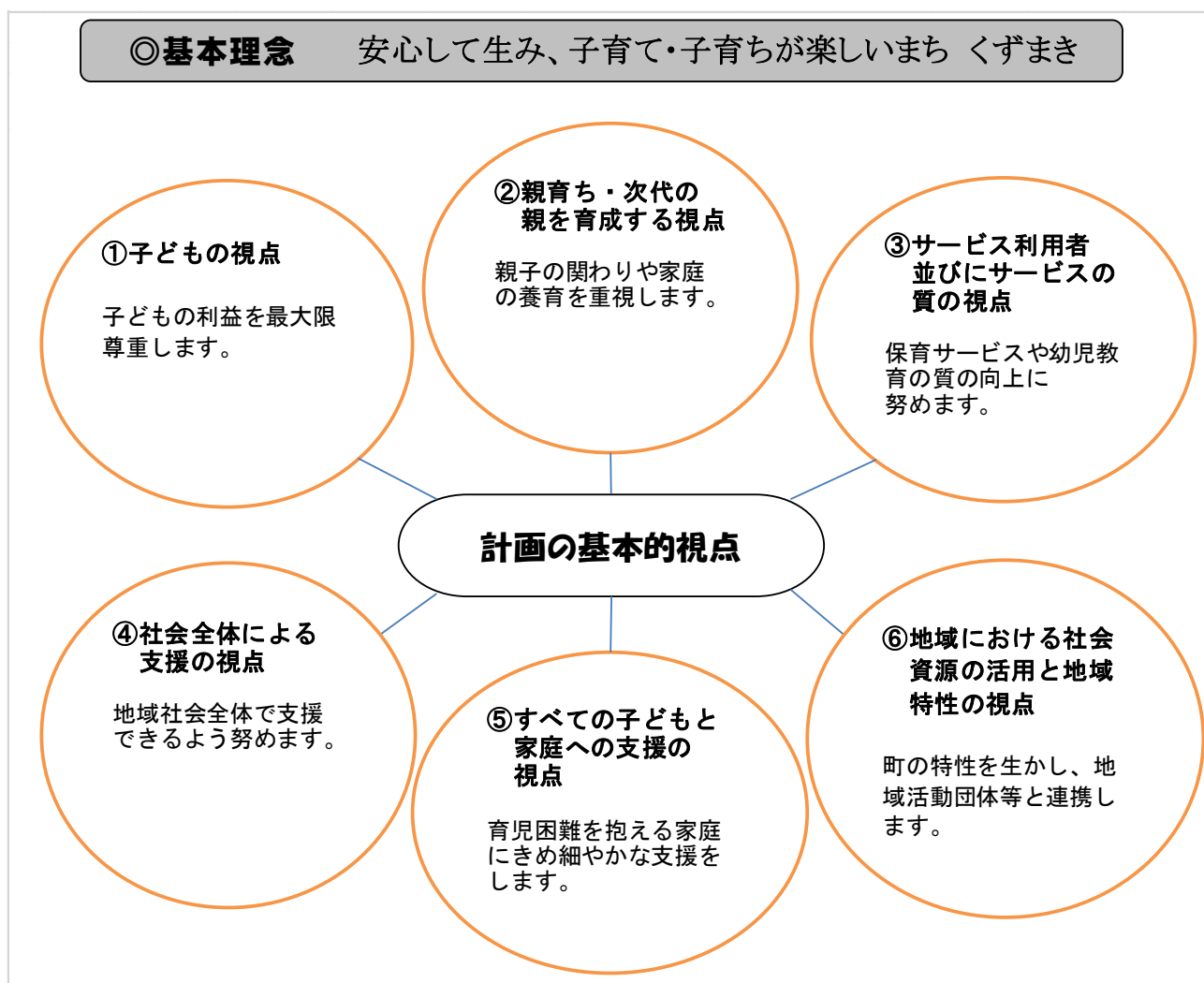
(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを持ちたい人が、安心して出産や育児ができるような環境整備に努めるとともに、家庭における子育て支援体制を整えるよう努めます。

育児について、何らかの困難や負担を抱える家庭に、きめ細やかな支援を継続的に行います。

(6) 地域における社会資本の活用と地域特性の視点

豊かな自然環境など町の特性を生かした子育て支援に努めるとともに、子ども会や自治会などの地域活動団体等が、お互いに連携しながら活発に活動できる体制づくりに努めます。



次世代育成支援行動計画		子ども・子育て支援事業計画	
1	地域における子育て支援の充実	1	教育・保育の提供区域
2	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	2	各年度における、区域ごとの教育・保育の量の見込みと、提供体制確保の内容、実施時期
3	子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保	3	各年度における、区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	4	教育、保育の一体的提供および当該教育、保育の推進方策等
5	職業生活と家庭生活の両立の推進	5	産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
6	要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
7	親育ちと次代の親の育成の推進	7	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

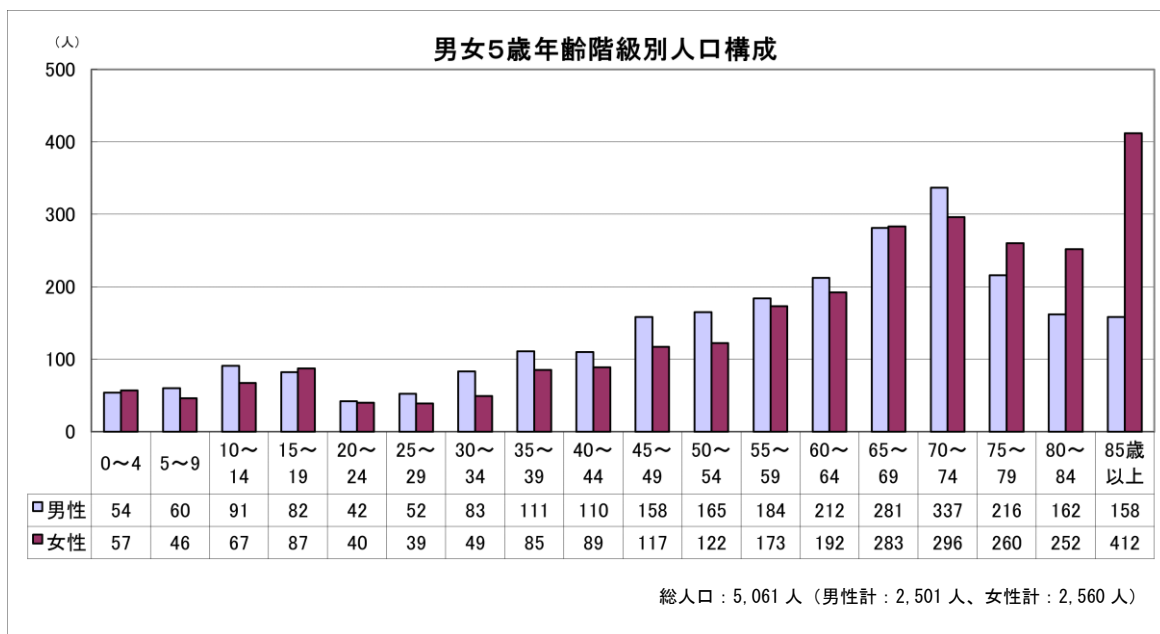
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口等の状況

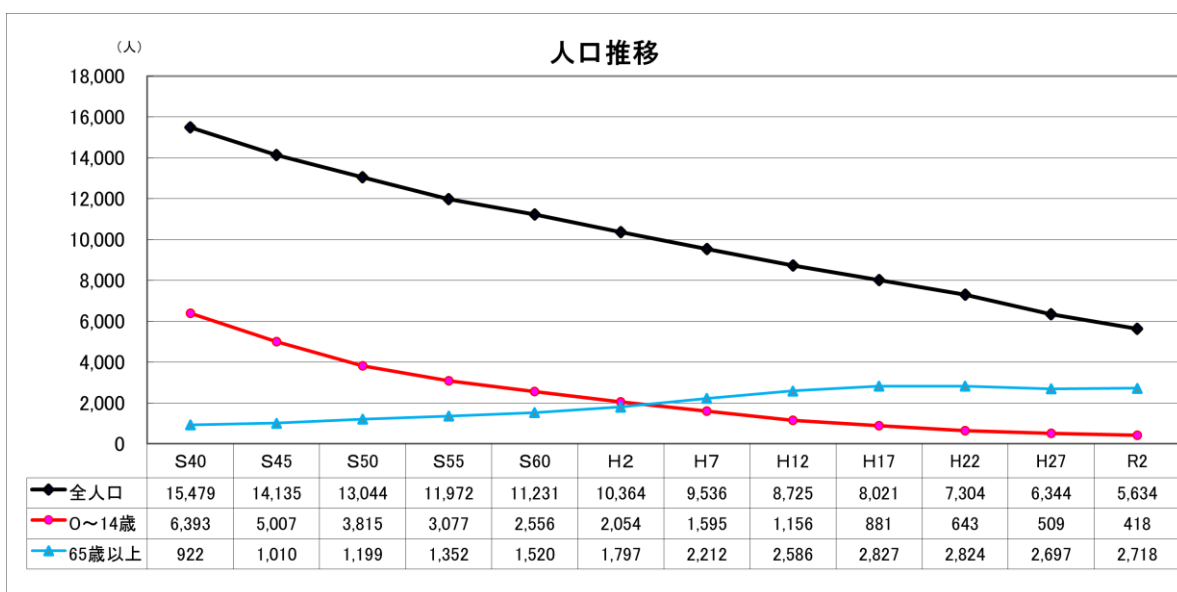
(1) 人口推移と人口構成

本町の令和6年10月1日現在の町の総人口は5,061人で男性2,501人、女性2,560人となっています。男女5歳階級の年齢階層別人口をみると、20代から30代の若年層が減少しており、特に74歳以下では、女性は男性と比較して少なくなっています。

国勢調査による人口推移を見ると、平成7年を境に、65歳以上の高齢者人口が14歳未満の児童人口を上回り、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：岩手県人口移動報告年報



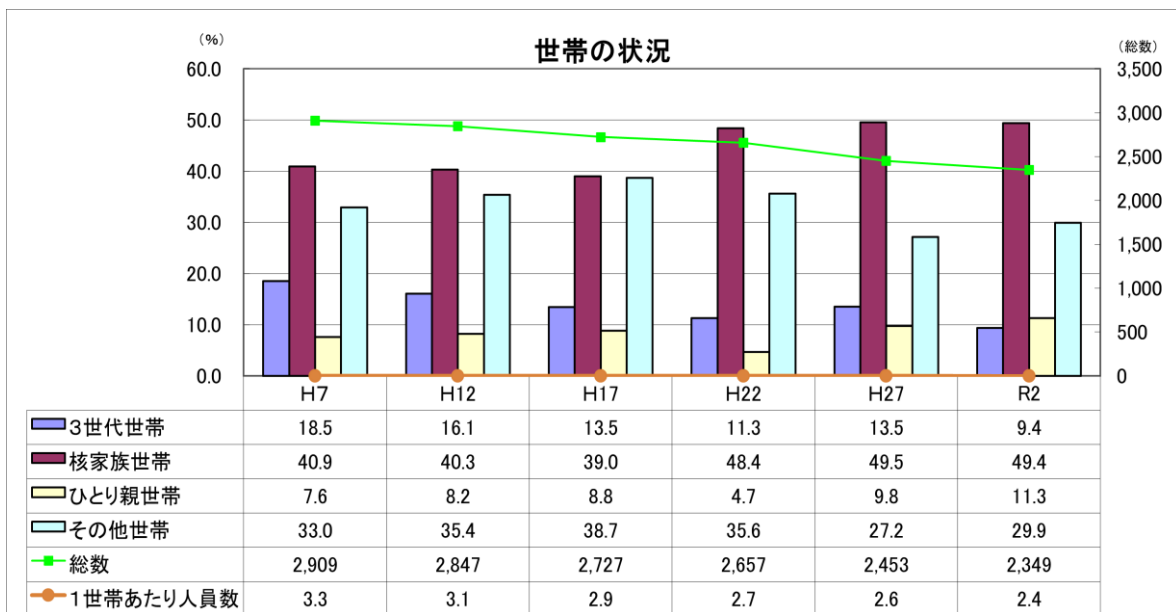
資料：国勢調査

(2) 世帯構成

令和2年度の国勢調査における世帯数は2,349世帯で、人口の減少に伴い世帯数も減少しています。

世帯構成の内訳としては、核家族世帯が49.4%、祖父母、子、孫からなる3世代世帯は9.4%となっており、核家族化が進んでいることが分かります。

また、ひとり親世帯についても、増加傾向にあります。

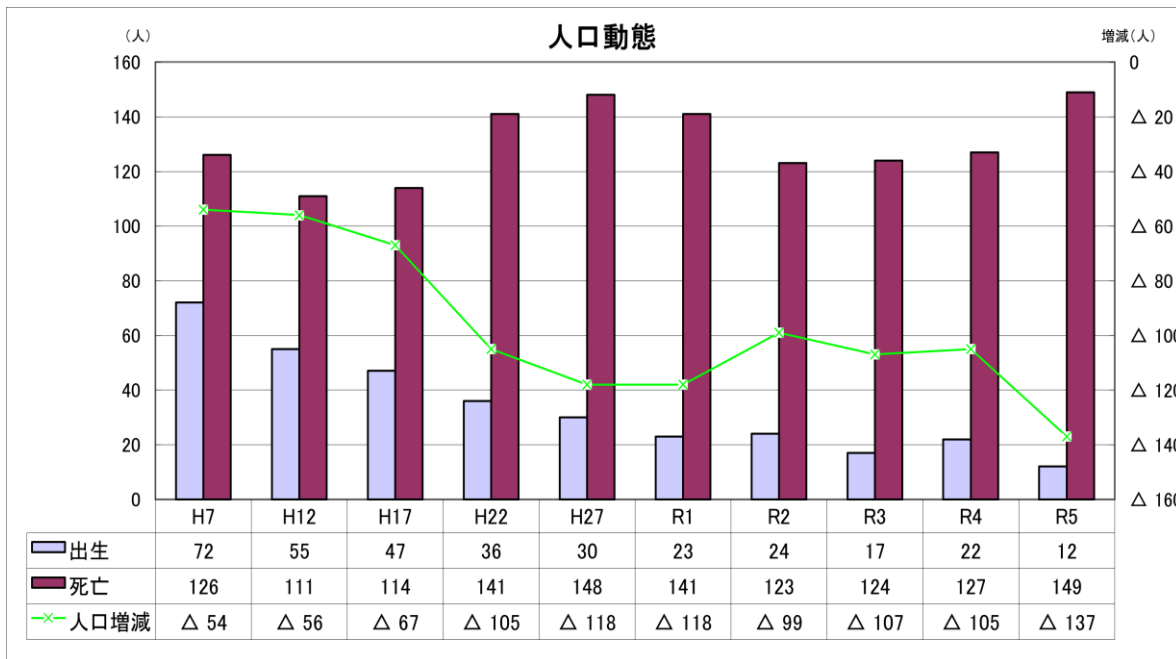


資料：国勢調査

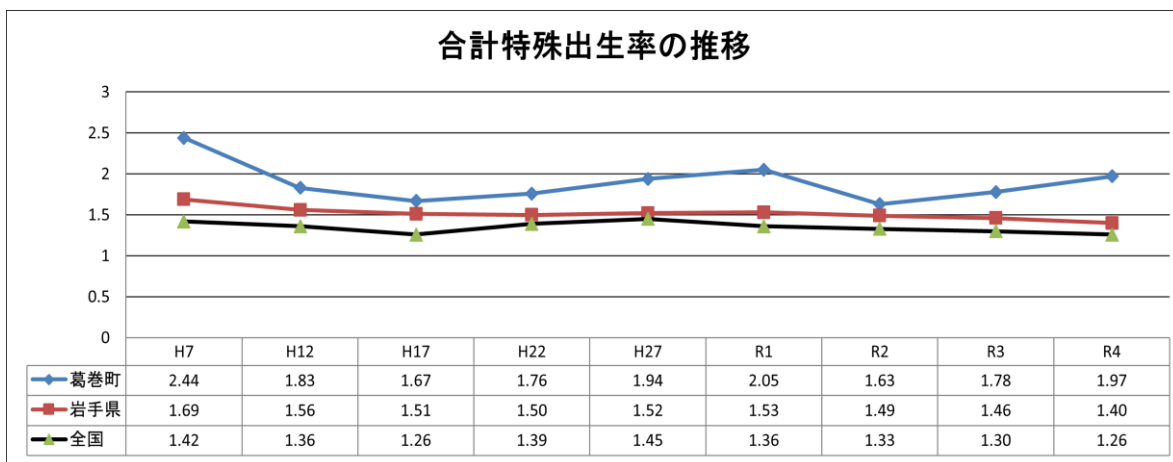
(3) 出生数と児童数の推移

過去5年間の出生数を見ると、10~20人台で推移していますが、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子どもの数）は、県平均、全国平均を上回っています。

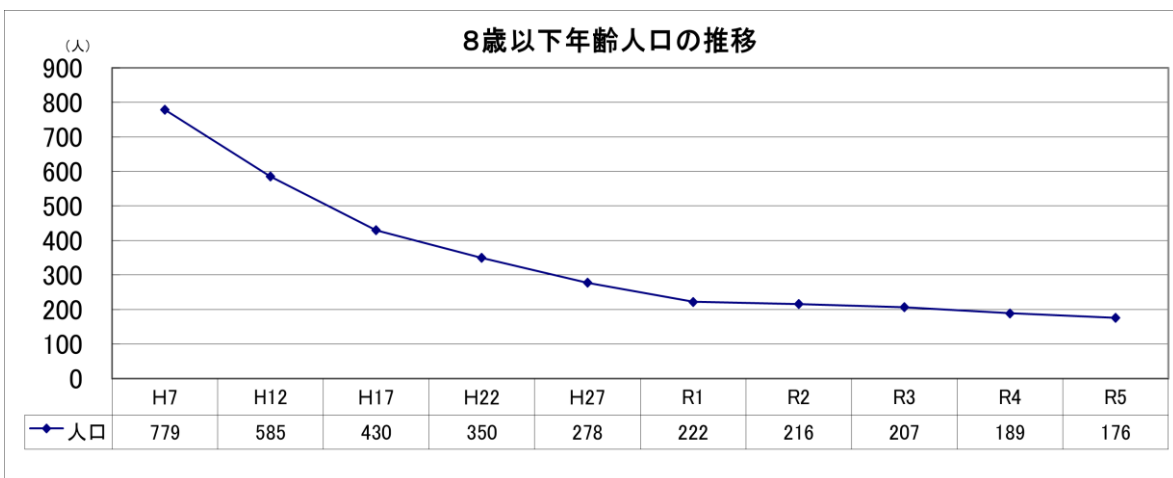
18歳未満の児童のうち、保育のサービス需要が多い8歳以下人口は、過去10年間で減少し続けており、平成7年には779人だったものが、令和5年に176人まで減少しています。



資料：岩手県人口移動報告年報、健康福祉課



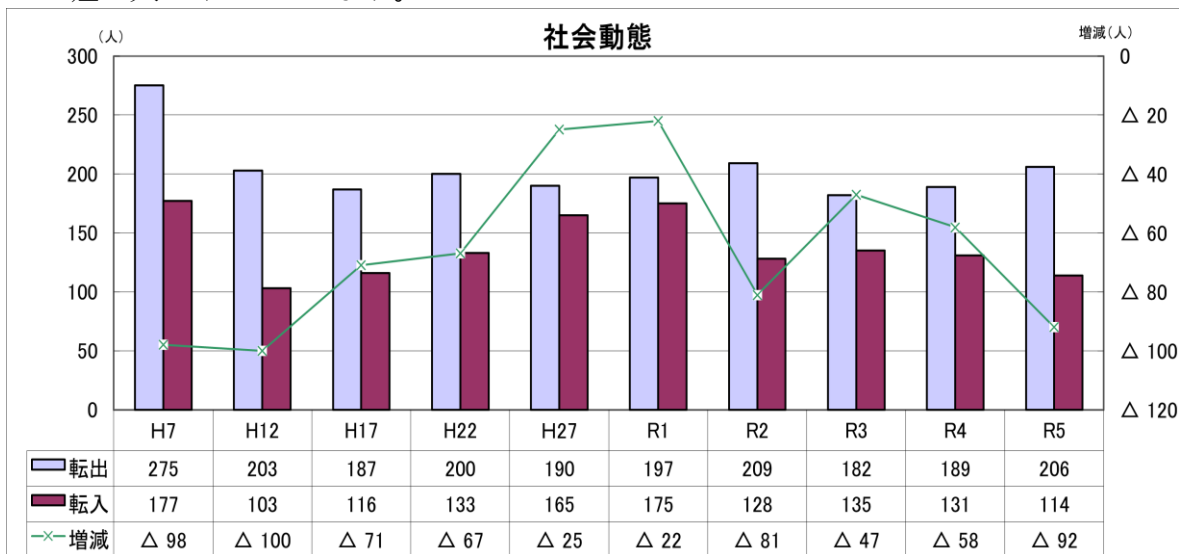
資料：厚生労働省 人口動態統計、岩手県保健福祉年報



資料：国勢調査、住民会計課

(4) 社会動態

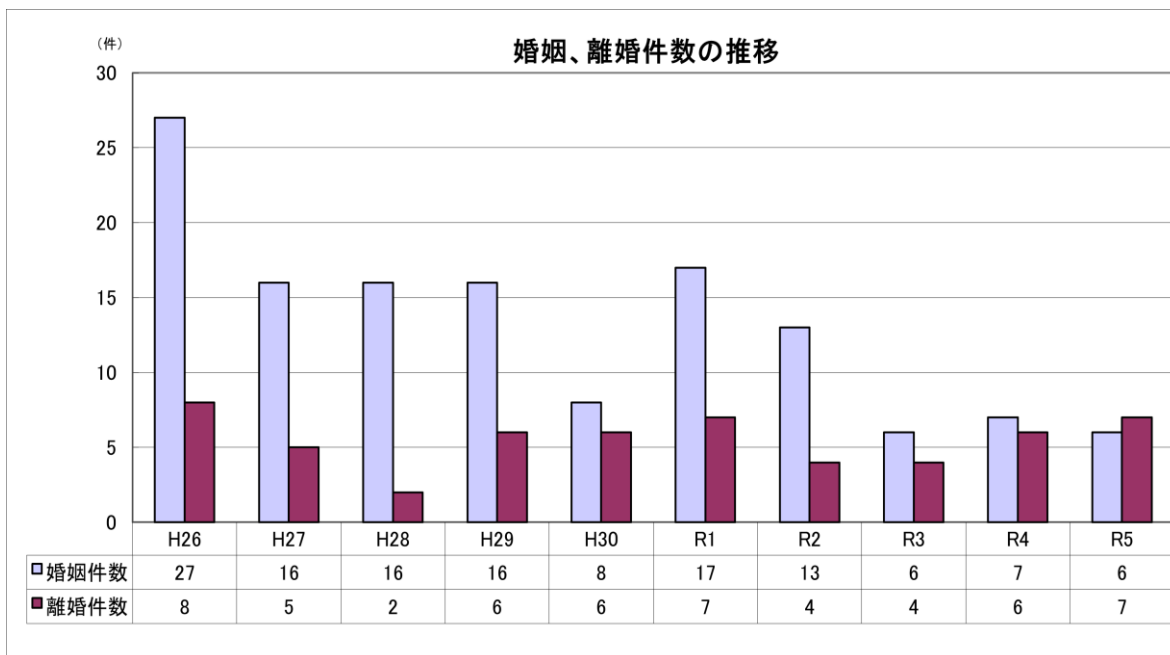
平成7年以降の転入、転出の推移を見ると、転出者が転入者を上回る状況が続いていますが、減少し続けていた転入者は、平成20年から増加に転じた後も一定程度推移し、令和1年までは転出者数との差も縮まっています。しかし、令和2年以降は、再び転出者数との差が大きくなっています。



資料：総務省 人口基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(5) 婚姻、離婚件数

町に住所を有する人の婚姻件数は、過去10年間の推移を見ると、平成26年の27件をピークにその後は減少し、令和3年以降は10件未満となりました。離婚については、10件未満で推移しています。



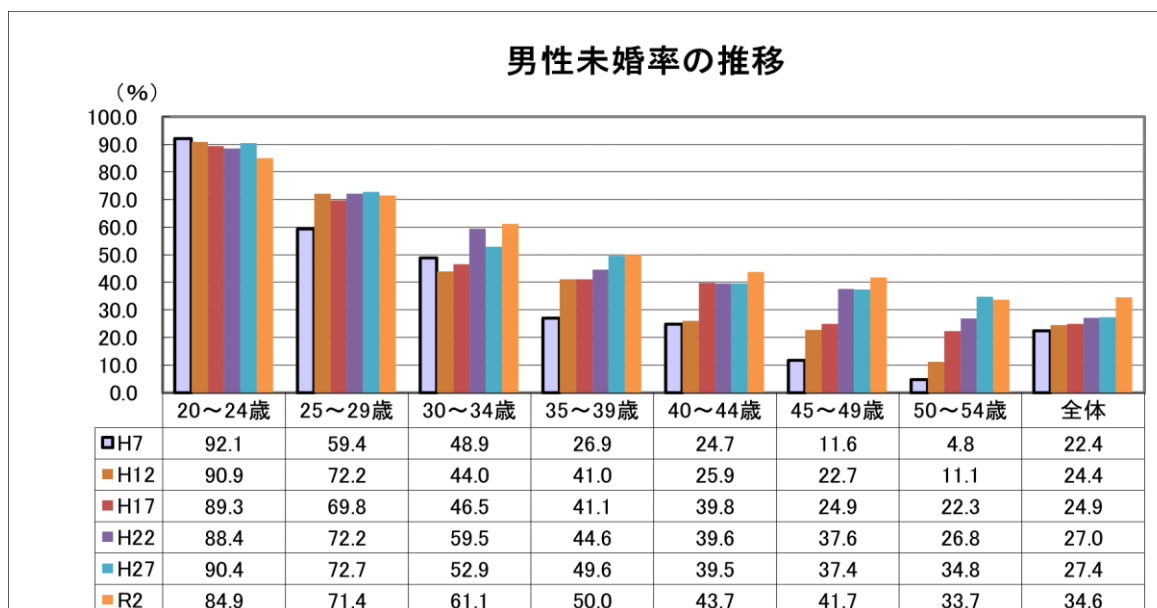
資料：岩手県保健福祉年報

(6) 未婚率の推移

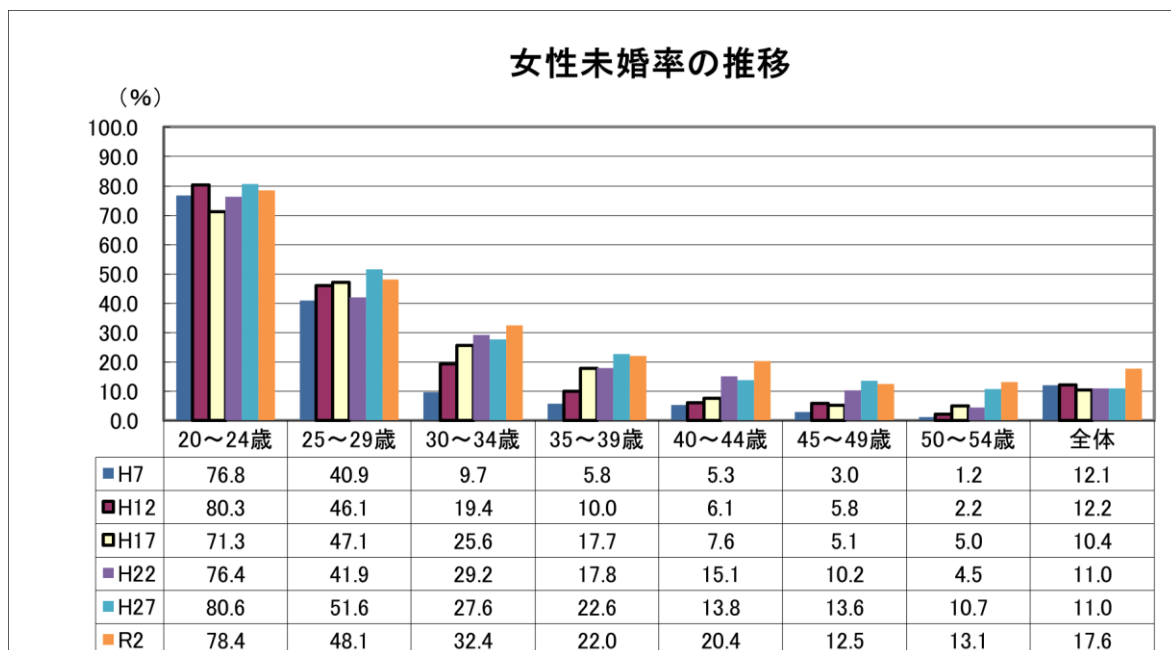
男女別の未婚率（人口に対する未婚者の割合）は上昇傾向にあります。

男性については、全体の未婚率が令和2年度に30パーセント台に上昇しており、さらに年代別では、30～34歳の未婚率が61.1パーセントと平成7年以降で最も高くなっています。

女性については、全体の未婚率は17.6パーセントですが、年代別では40～44歳の未婚率が20.4パーセントと初めて20パーセント台となっています。



資料：国勢調査



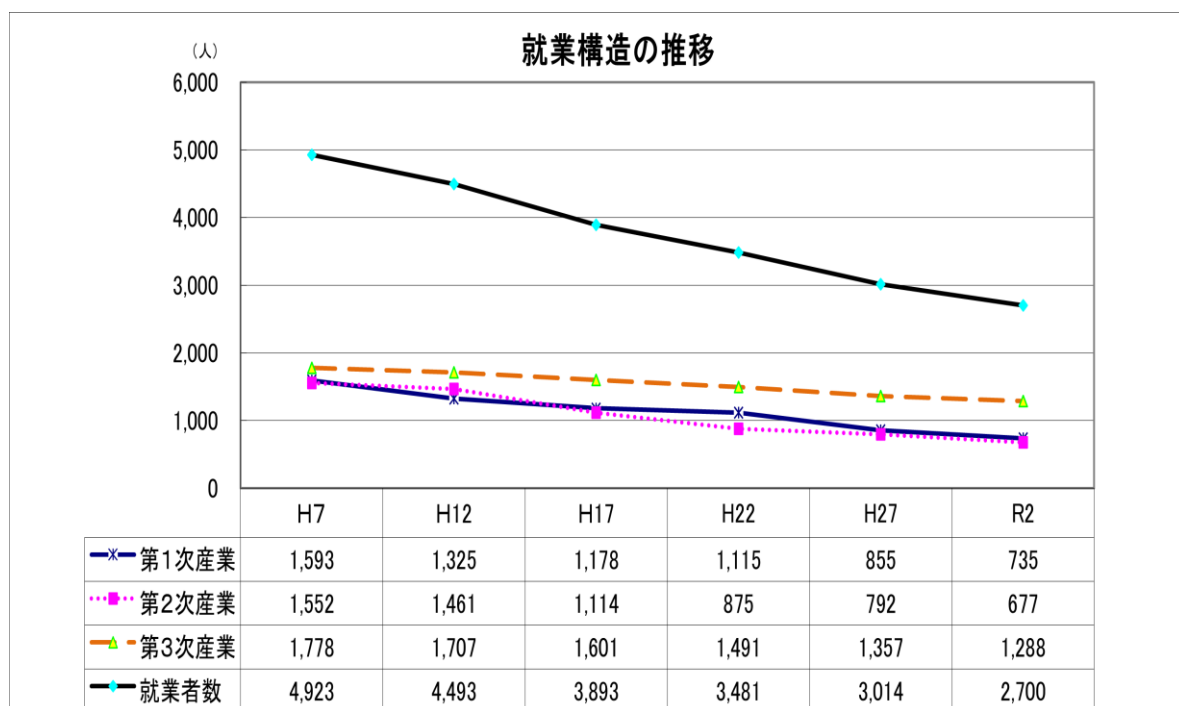
資料：国勢調査

2 産業・就業構造の状況

(1) 就業構造

町の就業者数は、令和2年の国勢調査では2,700人となっています。人口の減少に伴い就業者数は年々減少しており、平成7年と比較して2,223人(45.2%)減となっています。

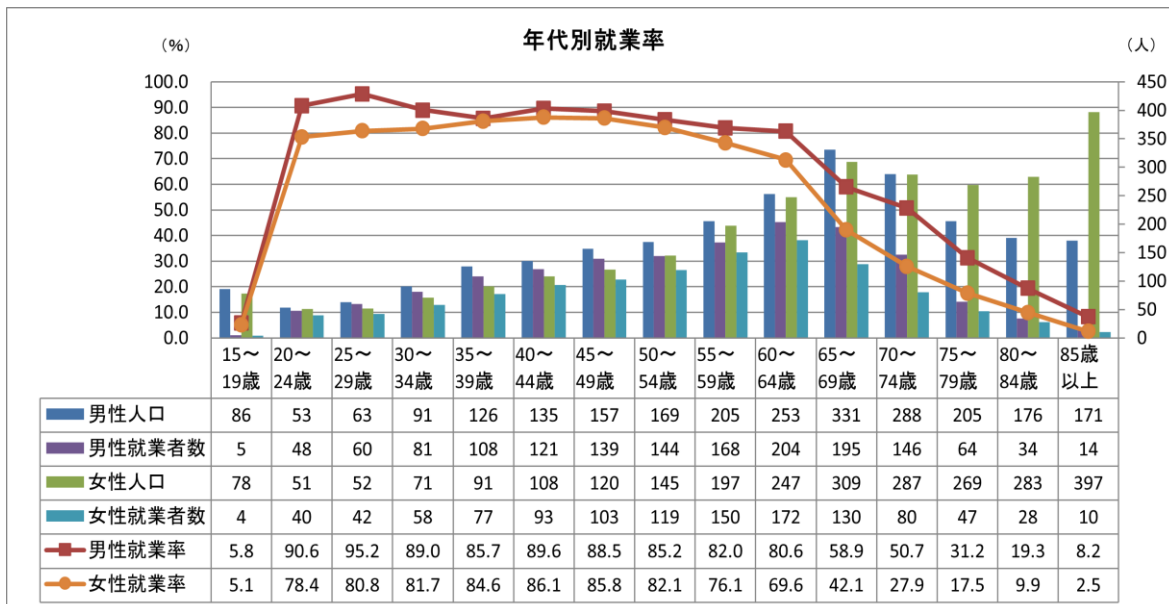
また、産業別就業人口では、第3次産業が最も多く、平成17年の調査以降は、第1次産業が第2次産業をわずかに上回っています。



資料：国勢調査

(2) 男女別・年齢別就業率

男女別・年齢別就業率について、男性は20歳から59歳まで安定して推移しています。日本人女性の就業率の特徴である、20歳代後半から30歳代で就業率が下がる「M字カーブ」は、子育て支援が進む中、以前より緩やかになっており、著しい就業率低下は見られません。



資料：国勢調査

3 児童を取り巻く状況

(1) 母子保健の状況

町では現在、葛巻病院に週2日、岩手医科大学、県立病院等の支援を受け産婦人科外来を開設していますが、出産には対応しておらず、本町の妊婦は盛岡市、二戸市など遠方の産婦人科に通院し、出産しています。

小児科医療に関しては、現在葛巻病院で週2日外来を開設しており、緊急時には、岩手医科大学、県立久慈病院、県立二戸病院等とのネットワークにより母子の命が安全に守られるよう連携を図っています。

また、安心して子どもを産み、育てるための各種健康診査や、医療費助成、疾病予防等の取り組みに力を入れるとともに、妊産婦や乳幼児の家庭訪問等を通して母子の健康状態の把握と相談対応に努めています。

一方で、乳幼児期から学童期、思春期を通じて、育児の悩みや不安を抱える母親は増加しており、妊娠期から子どもの成長課程で一貫した支援が必要な状況です。

(2) 教育、保育施設の状況

1) 認定こども園の状況

現在、本町には町立認定こども園（保育所型）4か所が設置されています。すべての認定こども園で、3歳以上で保育を必要としない児童についても、就学前教育と保育を実施しています。

なお、町立認定こども園の利用を希望するすべての児童の受け入れができており、待機児童はおりません。

○認定こども園の利用状況

(単位：人)

施設名	年 度				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
葛巻保育園（定員 85 名）	60	58	55	67	64
葛巻保育園分園五日市保育園（定員 20 名）	16	12	9	6	10
葛巻保育園分園小屋瀬保育園（定員 20 名）	8	6	10	7	11
葛巻保育園分園江刈保育園（定員 20 名）	14	14	18	15	12

資料：こども教育課（各年4月1日現在）

○待機児童数の状況

(単位：人)

施設名	年 度				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
葛巻保育園（定員 85 名）	0	0	0	0	0
葛巻保育園分園五日市保育園（定員 20 名）	0	0	0	0	0
葛巻保育園分園小屋瀬保育園（定員 20 名）	0	0	0	0	0
葛巻保育園分園江刈保育園（定員 20 名）	0	0	0	0	0

資料：こども教育課（各年4月1日現在）

○令和6年度認定こども園の年齢別利用状況

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
葛巻保育園（定員 85 名）	1	10	13	18	14	8	64
葛巻保育園分園 五日市保育園（定員 20 名）		5	0	2	1	2	10
葛巻保育園分園 小屋瀬保育園（定員 20 名）		2	2	3	1	3	11
葛巻保育園分園 江刈保育園（定員 20 名）		2	1	2	3	4	12
合 計	1	19	16	25	19	17	97

資料：こども教育課（令和6年4月1日現在）

2) 特別保育等の状況

各認定こども園では、一時保育、障害児保育等の特別保育を実施しており、葛巻保育園ではこれに加えて延長保育(18時~19時)、0歳児を保育する乳児保育も実施しています。

特に障害児保育に関しては、医療機関や健康福祉課等の支援機関との連携のもとで、希望があればいずれの保育所でも、できる限り保育サービスを提供するよう努めています。

3) 地域子育て支援センター事業

核家族化や少子化の進行により、家庭内や近所に遊び相手や子育ての相談相手がいないなど、孤立しがちな保護者の集う場として「地域子育て支援センター」を葛巻保育園内に開設し、複合庁舎くずま〜る内に活動拠点を置き事業を展開しています。

センターでは、母親の交流や仲間づくりの場である「子育てサロン」や、就園前の子どもたちの遊びの広場である「なかよし広場」など、様々な事業を行うと共に、育児相談に応じています。

4) 放課後児童健全育成事業

本町では、保護者が仕事などにより、日中家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、認定こども園や学校の空き教室を利用して4つの児童クラブを開設し、下校後に適切な遊び、生活の場を与えるなど放課後児童の安全確保と健全育成に努めています。

○令和6年度放課後児童クラブの利用状況

(単位：人)

施設名	開設場所	定員	開設日数	利用者の状況						
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
葛巻児童クラブ	葛巻小学校	各20名	292日	9	5	6	3	0	1	24
五日市児童クラブ	五日市保育園			1	3	2	1	2	1	10
江刈児童クラブ	江刈保育園			1	1	1	0	0	0	3
小屋瀬児童クラブ	小屋瀬保育園			1	0	0	0	0	0	1
計				12	9	9	4	2	2	38

資料：こども教育課（令和6年4月1日現在）

4 子育て支援サービス利用状況・意向調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

1) 調査の目的

町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、次期「葛巻町子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）」を策定するにあたり、住民の教育、保育、子育て支援に関する意向を把握し、計画策定の基礎資料とする。

2) 調査期間 令和6年12月16日から令和6年12月28日まで

3) 調査の対象と回収状況

調査対象	調査人数	回答人数	回収率(%)
・就学前児童保護者 ・就学児童保護者	170人	95人	55.9%

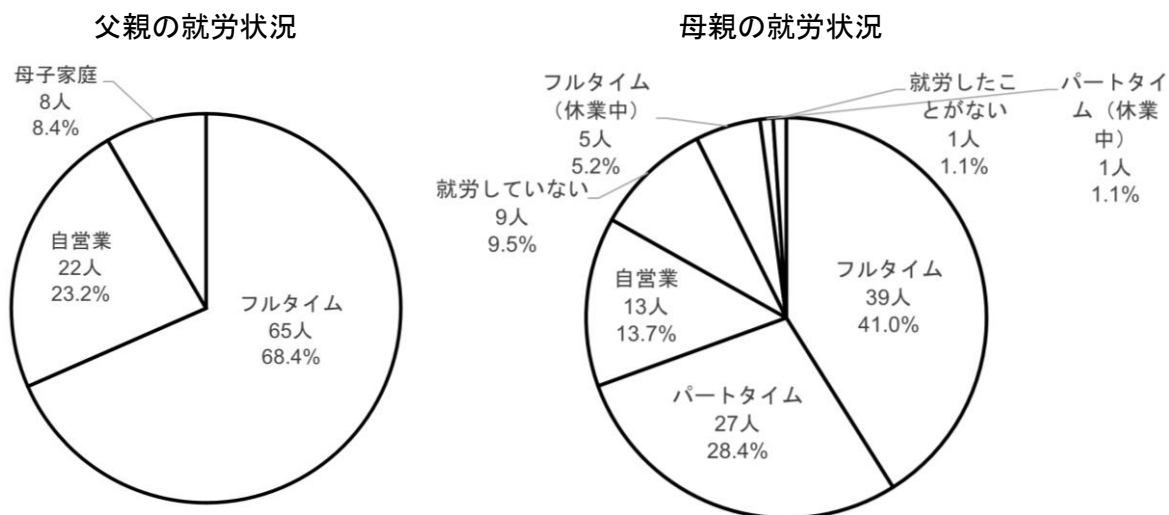
※ 就学児童：小学校1年生～6年生

4) 回答方法 スマートフォン・タブレットからオンラインにより回答

(2) 調査結果の概要

1) 保護者の就労状況について

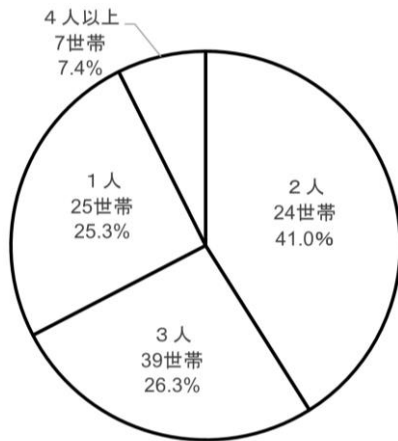
保護者の就労状況について、父親の多くはフルタイムで働いている状況です。母親の就労状況は、フルタイム、パートタイム、自営業、休業中を含めると89.4%の母親が働いている状況です。



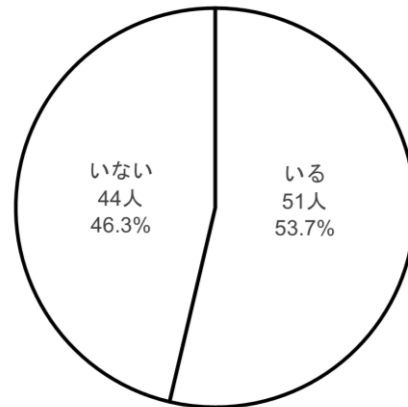
2) 子どもの人数や育児の状況について

世帯内の子どもの人数は、「2人」が41.0%と最も多くなっています。就学前の子どもを在宅で育児している割合は、25.5%でした。また、日頃、子どもを預かってもらえる人については、「祖父母等に預かってもらえる」という回答が緊急時・日常的を合わせると84.3%でした。

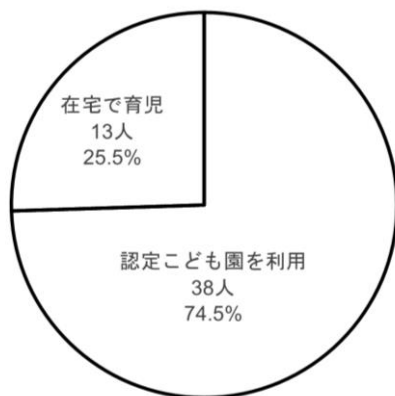
世帯内の子ども的人数



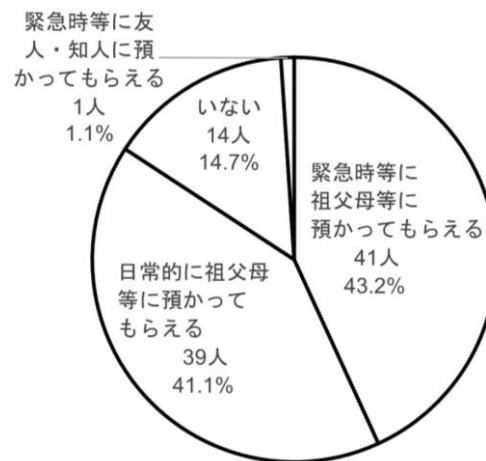
就学前の子どもの有無



在宅育児の状況



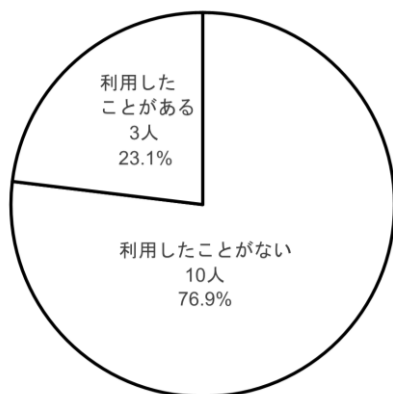
子どもを預かってもらえる人がいるか



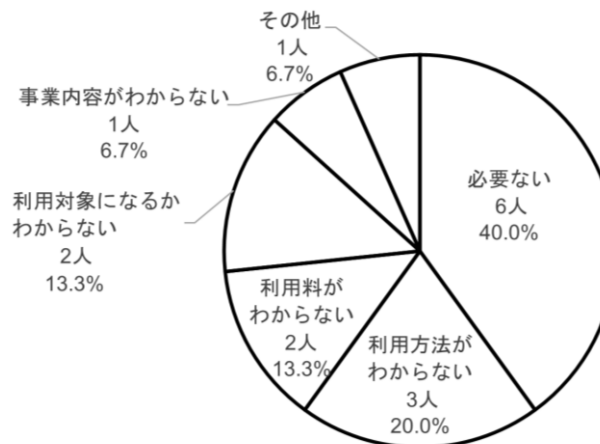
3) 一時預かりについて

一時預かりを利用したことがあると回答した人は 23.1% でした。利用しない理由としては、必要ないと回答した人が 40.0% でしたが、一方で、「利用方法がわからない」等の情報不足と思われる回答が 53.3% あり、事業内容の周知が必要と考えられます。

一時預かりの利用状況



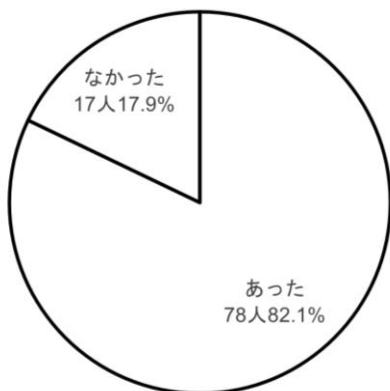
一時預かりを利用しない理由



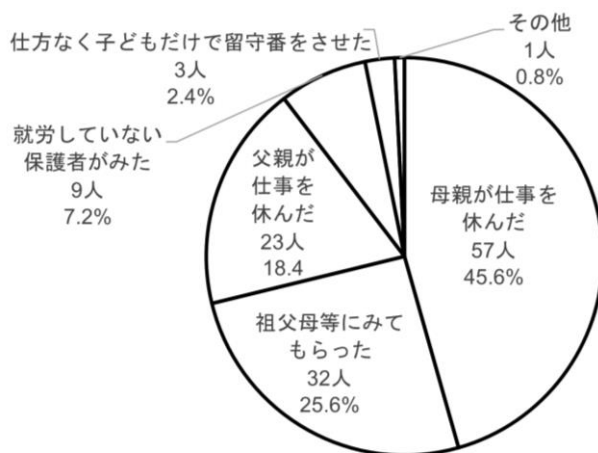
4) 体調不良等による欠席について

過去1年間に、お子さんが病気やケガで認定こども園や小学校を休んだことがあるかについて、82.1%の保護者が「あった」と回答しています。子どもが休んだときの対処として、「母親が仕事を休んだ」が45.6%で最も多い回答となっています。

子どもが休んだこと



子どもが休んだときの対処

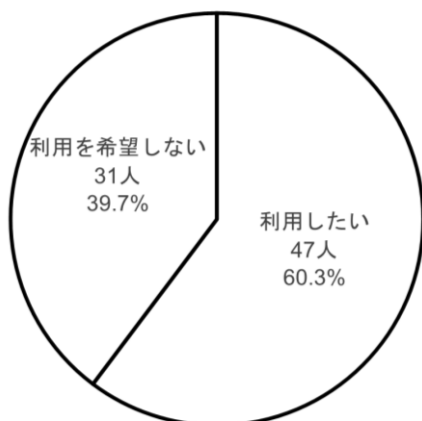


※回答は複数回答

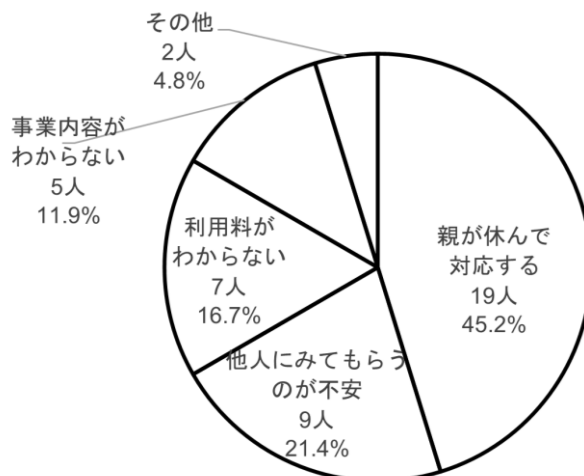
5) 病児・病後児保育について

病児・病後児保育のニーズは、60.3%の保護者が「利用したい」と回答しています。一方で、39.7%の保護者は、「親が休んで対応する」「病気の子どもを他人に見てもらうのが不安」として、「利用を希望しないと思わない」と回答しています。

病児保育の利用希望



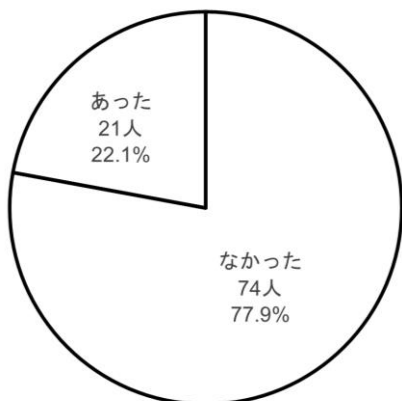
病児保育を希望しない理由



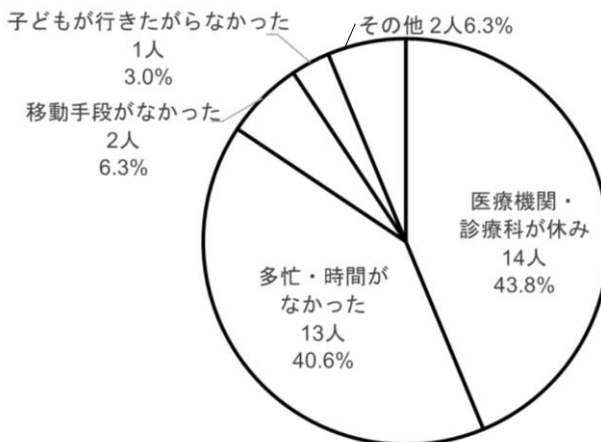
6) 医療機関への受診について

過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあるかについて、22.1%の保護者が「あった」と回答しています。受診させなかった理由としては、「希望している医療機関（診療科）が休みだった」「多忙で医療機関に連れていく時間がなかった」を合わせて84.4%でした。

受診させなかったこと



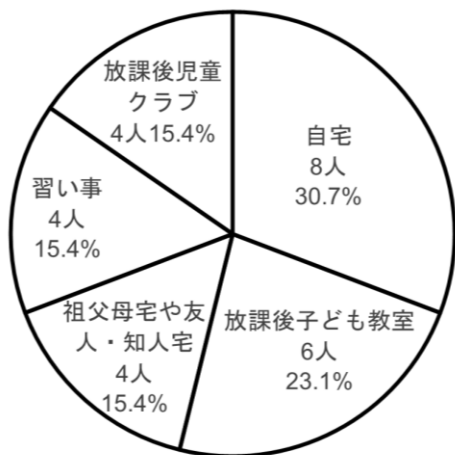
受診させなかった理由



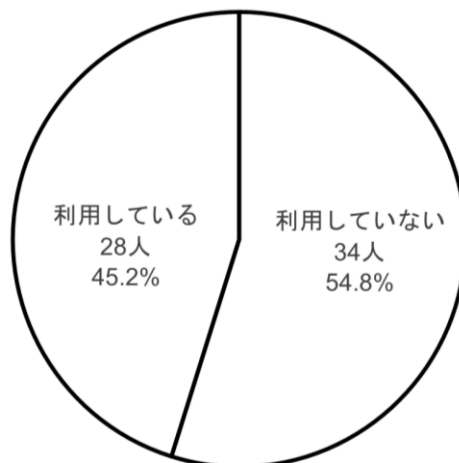
7) 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方については、就学前児童（年長児）の保護者のうち、38.5%が放課後児童クラブ等のサービス利用を希望しています。小学生では、放課後児童クラブを利用している保護者は45.2%となっており、利用していない理由として、「祖父母等が家庭でみれる」「放課後の短時間であれば子どもだけでも大丈夫だから」等の回答があります。

就学後の放課後の過ごし方の希望



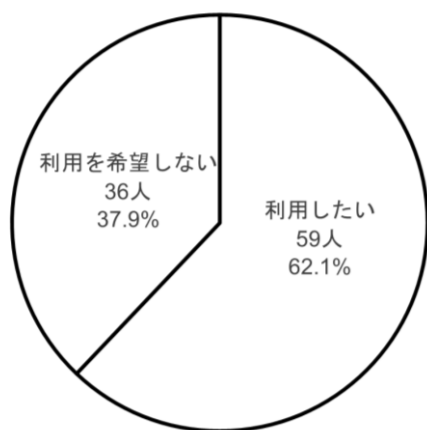
放課後児童クラブの利用状況



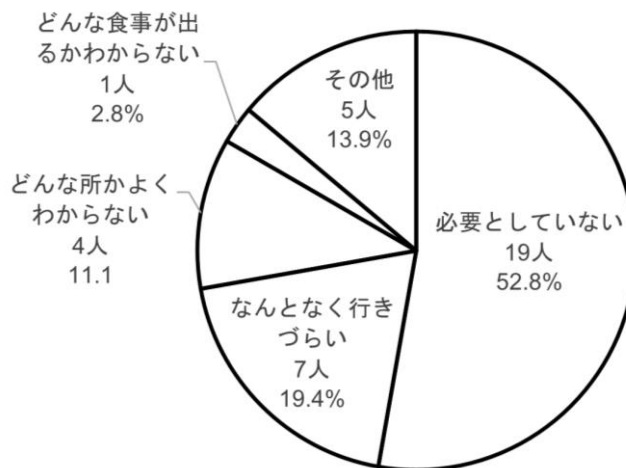
8) こども食堂について

低額または無料で利用できる「こども食堂」について、62.1%の保護者が「利用したい」と回答しています。一方、37.9%の方が利用を希望しないと回答しており、その理由として、83.3%の方が「必要としていない」「なんとなく行きづらい」「どんな所かよくわからない」が挙げられています。

こども食堂の利用希望

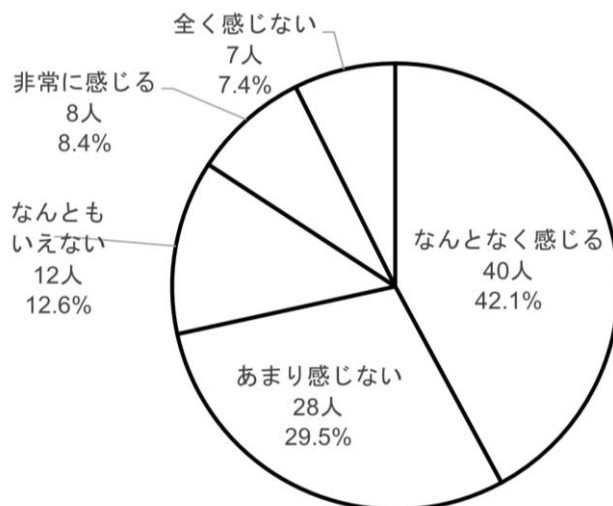


こども食堂の利用を希望しない理由



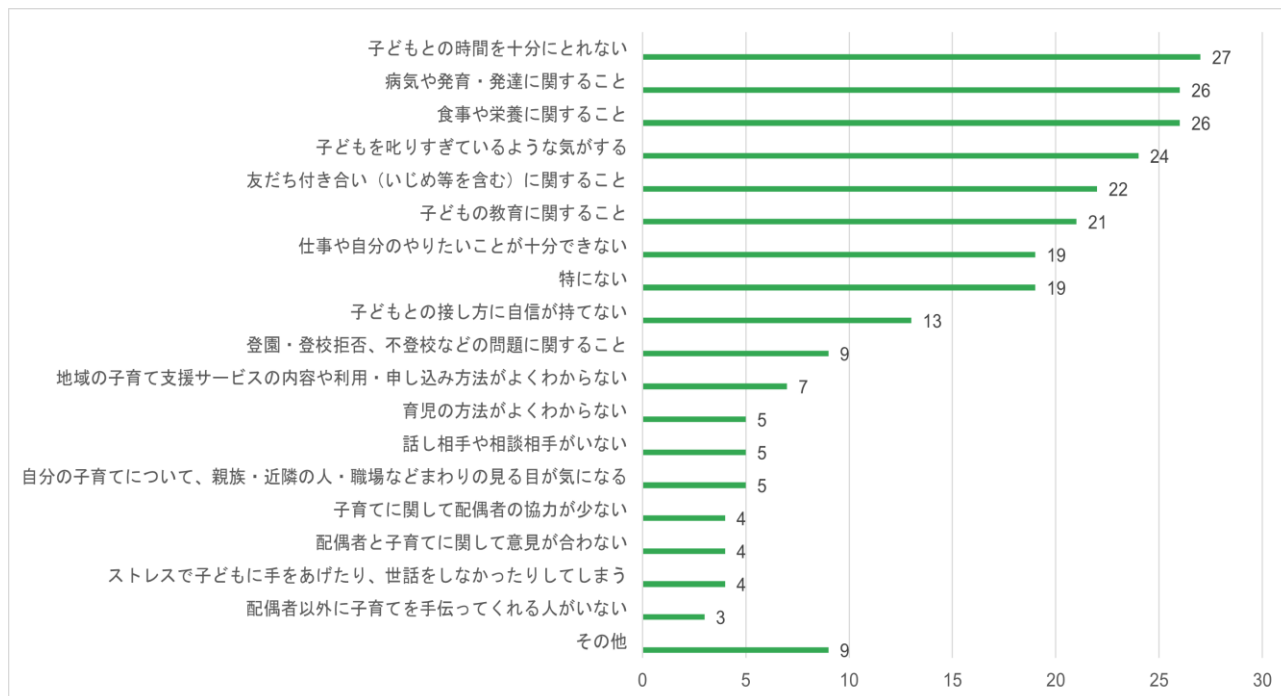
9) 子育ての不安・負担

子育てについて、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した保護者の割合は、50.5%となっており、半数の保護者が不安や負担を感じています。



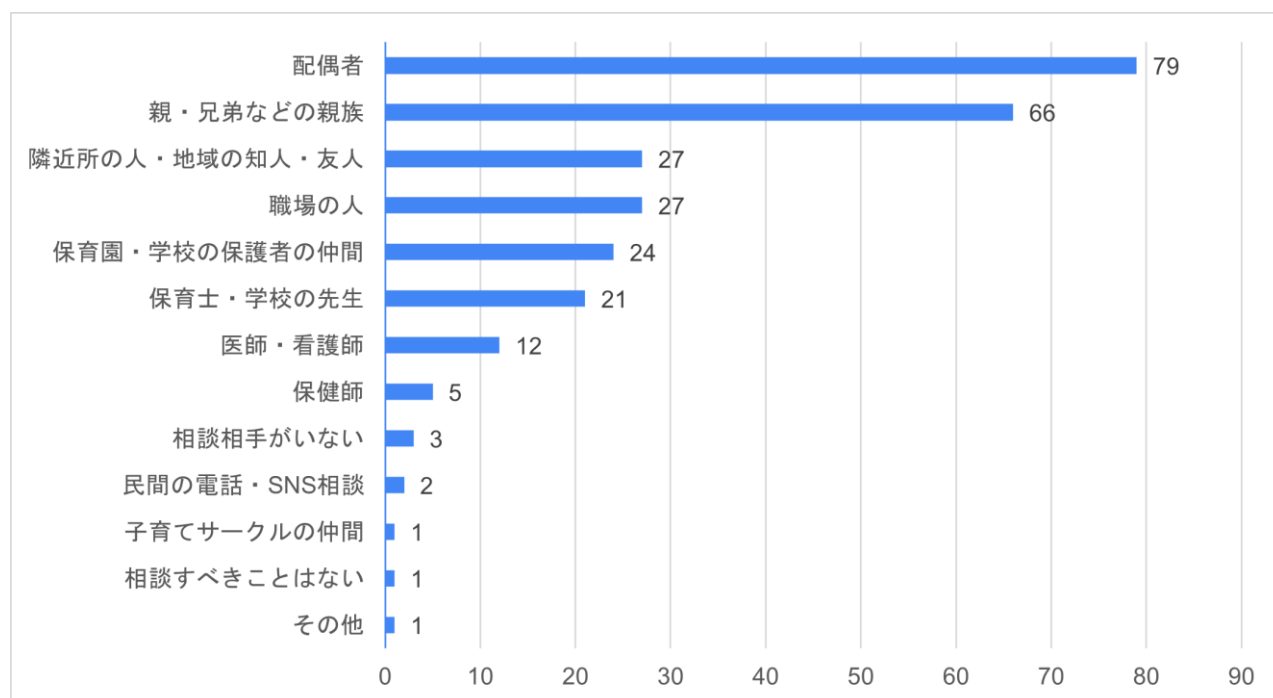
10) 子育ての悩み

子育てに関して悩んでいること・気になることについて、「子どもとの時間を十分にとれない」がもっとも多くなっており、次いで「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。少数ですが、「子育てに関して配偶者の協力が少ない」「配偶者と子育てに関して意見が合わない」という回答もあります。



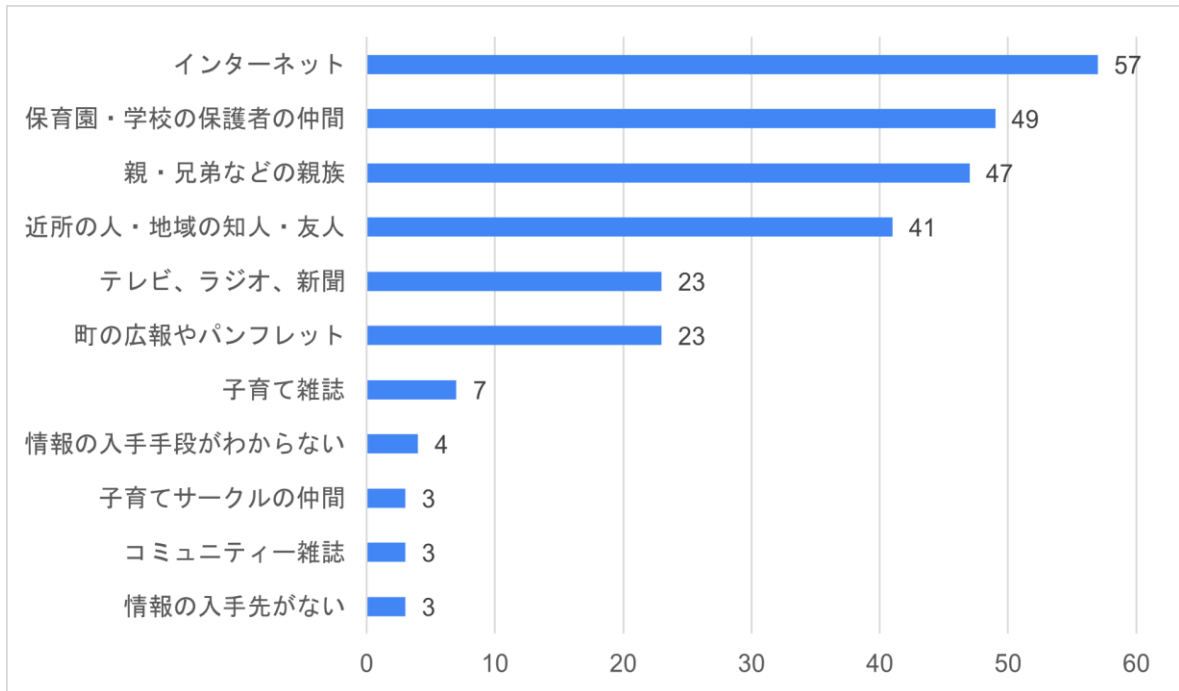
11) 子育ての相談相手

子育てに関する相談相手について、「配偶者」「親・兄弟などの親族」が多くなっています。一方で、「相談相手がない」という回答もあり、フォローやケアが必要な可能性があります。



12) 子育て情報の入手方法

子育てに関する情報をどのように入手しているかについて、「インターネット」が最も多くなっています。インターネットには、不確かな情報もあることから、正確で信頼できる情報を見極める情報リテラシー（※）が求められます。そのほかの回答では、「保育園・学校の保護者の仲間」「親・兄弟などの親族」「近所の人・地域の知人・友人」といった人から直接入手する方法が多くなっています。



※情報リテラシー：情報機器の操作能力に加えて情報を取り扱う上での理解、情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲

（出典：平成10年版 通信白書（抜粋））

第3章 計画の取り組み状況

1 次世代育成支援行動計画の事業実績

令和2年度から令和6年度計画で設定した事業の実績は、次のとおりです。

- 【評価】 A：計画で設定した事業を実施
 B：事業の対象となる個人や団体がなかった
 C：事業を実施していない

テーマ1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
子育て相談 (随時実施)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
子育て支援センター (か所)	1	A	1	A	1	A	1	A	1	A
養育支援訪問事業 (回)	105	A	145	A	81	A	97	A	91	A
移住・定住者支援 (件)	2	A	4	A	5	A	随時 実施	A	随時 実施	A
育児グループの育成・支援 (団体数)	0	B	0	B	0	B	0	B	0	B
子育てボランティア事業 (回/人)	6/10	A	6/9	A	6/9	A	6/11	A	6/11	A
子育てサポート事業 (随時実施)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
育児ガイドブック (随時配布)	配布	A	配布	A	配布	A	配布	A	配布	A
子育て情報の提供 (随時配布)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
新婚ライフサポート事業 (組)	9	A	0	B	4	A	5	A	3	A
「交流の場(仮称)」の提供 (こども食堂)(回)	未 実施	C	1	A	1	A	4	A	4	A

テーマ2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

(1) 妊産婦の支援

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
妊娠届・母子健康手帳交付(件)	18	A	22	A	11	A	11	A	9	A
妊婦の健康相談(件)	37	A	39	A	28	A	20	A	19	A
妊産婦家庭訪問(件)	76	A	73	A	68	A	48	A	41	A
マタニティライフサポート事業(件)	20	A	23	A	15	A	13	A	10	A
妊婦歯科健康診査(枚)	31	A	46	A	25	A	26	A	14	A
両親面談(組)	19	A	18	A	17	A	9	A	10	A
産後ケア事業(件)	0	B	2	A	0	B	0	B	2	A
妊婦健康診査・子宮頸がん検診(件)	248	A	372	A	202	A	204	A	158	A
就労妊婦の母性健康管理事業	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
妊産婦医療費給付事業(人)	31	A	28	A	27	A	19	A	18	A
産婦健診助成事業(枚)	42	A	38	A	40	A	20	A	20	A
不妊治療助成事業(件)	4	A	1	A	1	A	0	B	0	B
子育て講座(回)	5	A	5	A	5	A	5	A	5	A
新生児全戸訪問事業(件)	18	A	17	A	19	A	11	A	10	A

(2) 子どもと母親の健康の確保

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
新生児全戸訪問事業（件） （再掲）	18	A	17	A	19	A	11	A	10	A
乳児健康診査（件）	148	A	99	A	138	A	83	A	72	A
1歳6か月児健康診査（人）	23	A	24	A	18	A	17	A	16	A
3歳児健康診査（人）	20	A	20	A	18	A	27	A	18	A
幼児歯科健康診査（人）	217	A	185	A	201	A	222	A	101	A
乳幼児健康相談（組）	28	A	26	A	26	A	25	A	11	A
乳幼児等医療費給付事業 （件）	500	A	484	A	487	A	461	A	426	A
くずまキッズ予防接種事業 （助成延べ人数）	64	A	21	A	30	A	24	A	15	A
ワクチン接種推進事業（助 成延べ人数）	343	A	275	A	228	A	215	A	203	A
フッ化物洗口推進事業 （保・小・中合計実施人数）	335	A	309	A	302	A	282	A	258	A

(3) 食育の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
離乳食相談（回）	6	A	7	A	7	A	7	A	5	A
食品アレルギーに関する知 識普及（回）	17	A	21	A	28	A	25	A	22	A
クッキング講座（回）	6	A	6	A	6	A	6	A	6	A
保育所における食育の推進 （回）	未 実 施	C	1	A	未 実 施	C	未 実 施	C	1	A
小中学校、高校における食 育の推進（小・中・高校へ の指導・授業）	実 施	A	実 施	A	実 施	A	実 施	A	実 施	A
食育出前講座（回）	4	A	3	A	1	A	未 実 施	C	5	A
葛巻町食生活改善推進員協 議会の活動支援（回）	36	A	60	A	58	A	60	A	44	A

(4) 思春期保健対策の充実

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
思春期健康講話（回）	1	A	2	A	2	A	2	A	2	A
性に関する知識啓発事業 （保健指導・道徳教育で実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
メディアリテラシー （児童生徒及び保護者対象研修会）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
思春期相談（回）	0	C	0	—	1	A	1件	A	1件	A

(5) 小児医療の充実

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
医師確保対策 （小児科週2日、産婦人科週1日）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
小児医療に関する情報提供 （母子手帳交付時・新生児相談時）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

テーマ3 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

(1) 良質な居住環境の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
町営住宅維持管理（入居の公募、住宅の提供）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
住宅情報提供（住宅情報の提供）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
生活道路整備（改修整備等）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
遊び場の整備 （遊具の補修維持管理）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
防災、救命救急等に関する知識の普及啓発	未実施	C	未実施	C	未実施	B	実施	A	実施	A

(3) 交通安全教育の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
交通安全運動 （啓発運動等の実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
交通安全教室 （保・小・中学校等での実施回数）	11	A	11	A	11	A	11	A	11	A
チャイルドシート貸出事業 （随時実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

(4) 子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
防犯活動（学校訪問・防犯指導員町内パトロール）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
こども110番の家設置事業（か所数）	64	A	64	A	64	A	64	A	64	A
防犯灯設置支援（設置数）	3	A	0	C	4	A	2	A	3	A
スクールガードリーダー（学校付近・通学路の巡回等）（人）	1	A	1	A	1人	A	1	A	1	A
不審者対応マニュアルの作成（各小中学校でマニュアルを作成）	作成	A	作成	A	作成	A	作成	A	作成	A

(5) 被害に遭った子どもの立ち直り支援

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
いじめ、犯罪被害等相談（子ども、保護者の相談等を随時実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

テーマ4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 認定こども園、学校等の教育施設の整備

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
学校等教育施設整備事業（認定こども園、学校施設等の維持修繕）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
ブックスタート事業(回)	3	A	2	A	3	A	3	A	3	A
読み聞かせ&映画会(回)	12	A	10	A	10	A	10	A	11	A
青少年の社会参加活動 (中高生ボランティア体験活動の助成)(校)	8	A	8	A	8	A	8	A	8	A
スポーツ少年団活動 (スポ少団体登録数)	8	A	8	A	8	A	8	A	9	A
子ども体験教室「わがまち探検隊」(回)	2	A	9	A	4	A	4	A	3	A
青少年健全育成ミニサッカー大会(参加者数)	中止	C	170	A	167	A	136	A	134	A
子ども会リーダー研修会 (県福祉ボランティア活動参加者数)	未実施	C	未実施	C	7	A	1	A	3	A
ジュニアリーダー育成事業 (DMO 若者高校生部会への参加)	参加	A	参加	A	参加	A	参加	A	参加	A
世代間交流(回)	2	A	2	A	2	A	2	A	2	A
ハンディキャップ体験指導事業 (子ども福祉教室等の実施)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
放課後子ども教室推進事業(回)	227	A	169	A	215	A	229	A	239	A
他市町村との交流事業 (沖縄県北中城村との交流)	未実施	C	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
くずまき高原牧場ワンダーランド事業	未実施	C	未実施	C	未実施	C	実施	A	実施	A
スポーツ交流事業(他市町村少年団相互の交流)	未実施	C	未実施	C	未実施	C	実施	A	実施	A

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
メディアリテラシー(※)教育の推進(再掲)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

※メディアリテラシー：メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を構成要素とする複合的な能力

(4) 奨学金制度の活用の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
葛巻育英会(奨学金貸与者数)	1	A	4	A	5	A	6	A	6	A
三浦梧楼育英会(奨学金貸与者数)	1	A	1	A	1	A	1	A	1	A
看護職員等養成修学資金貸付事業(貸付者数)	3	A	4	A	2	A	3	A	3	A

テーマ5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
就労妊婦の健康管理事業(母子手帳発行時に制度周知等)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
職場復帰支援事業(保育サービスの情報提供等)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
一般事業主行動計画策定支援(事業主へ必要に応じた情報提供等)	未実施	C	未実施	C	未実施	C	未実施	C	未実施	C

テーマ6 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
葛巻町要保護児童対策委員会（全大会、ケース会議開催回数）	6	A	5	A	2	A	3	A	3	A
児童相談所定例訪問支援（実務者会議の開催回数）	4	A	4	A	4	A	4	A	4	A
養育支援訪問事業（再掲）（件）	105	A	145	A	81	A	97	A	91	A
虐待防止啓発活動（普及啓発活動の実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
児童扶養手当（受給資格者数）	42	A	42	A	35	A	33	A	30	A
ひとり親家庭福祉資金（貸付者数）	0	B	0	B	0	B	0	B	0	B
保育料の軽減（ひとり親家庭の軽減者数） ※R5から完全無償化	0	B	0	B	0	B	/			
母子家庭等医療費給付事業（助成者数）	134	A	135	A	128	A	121	A	116	A
ひとり親家庭入学支度金等扶助費支給事業（支給者数）	18	A	9	A	16	A	12	A	8	A

(3) 特別な支援が必要な児童への対応

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
児童発達相談（関係機関と連携し、随時実施）	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A
発達相談支援（相談人数）	2	A	2	A	4	A	3	A	5	A
福祉総合相談センター巡回相談（件）	1	A	1	A	0	B	1	A	0	B
発達支援訪問事業（回）	7	A	8	A	14	A	14	A	14	A
障がい児相談支援事業（人）	9	A	12	A	14	A	15	A	11	A
障害児等通所支援事業（人）	9	A	12	A	14	A	15	A	11	A
特別支援学校等通学通所支援事業（通学支援バスの利用人数）	3	A	3	A	3	A	4	A	5	A
特別児童扶養手当（受給者数）	13	A	16	A	17	A	19	A	19	A
障害児福祉手当（受給者数）	3	A	3	A	3	A	3	A	3	A
重度心身障害者医療費給付事業（助成者数）	226	A	220	A	206	A	210	A	199	A
中度心身障害者医療費給付事業（助成者数）	131	A	128	A	126	A	123	A	115	A
障がい児保育（か所数）	1	A	1	A	1	A	1	A	1	A
母親サークル活動支援	0	B	0	B	0	B	0	B	0	B
障がい児スポーツ教室（回）	7	A	7	A	7	A	7	A	5	A
発達障害等に関する理解啓発事業（研修会の開催等）	未実施	C	未実施	C	未実施	C	未実施	C	未実施	C

テーマ7 親育ちと次代の親の育成

(1) 次代の親の育成

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
思春期ふれあい体験事業 (参加者数)	中止	C	中止	C	8	A	2	A	2	A
中2いのちの学習会 (参加者数)	48	A	34	A	36	A	37	A	49	A
小6いのちの学習会 (参加者数) ※R6から実施									37	A

(2) 保護者の子育て力の向上

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
ペアレントトレーナー養成事業 (養成講座の受講)	未受講	C	未受講	C	未受講	C	未受講	C	未受講	C
家庭教育学級等の活動支援 (件)	0	B	0	B	0	B	0	B	0	B

(3) 親子の絆を深める取り組み

事業名	R2	評価	R3	評価	R4	評価	R5	評価	R6	評価
親子教室(参加者数)	197	A	175	A	97	A	137	A	154	A
保護者向けメディアリテラシー (各学校で研修会等の実施)	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A	実施	A

2 子ども・子育て支援事業計画の事業実績

令和2年度から令和6年度計画で設定した事業の実績は、次のとおりです。

- 【評価】 ◎：計画どおり・計画以上の実績となった（対計画 100%以上）
 ○：おおむね計画どおりの実績となった（対計画 80%以上）
 △：計画に基づいてある程度の実績となった（対計画 60%以上）
 ▲：計画に対して実績が下回った（対計画 30%以上）
 ×：計画に対して実績が大きく下回った（対計画 30%未満）

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

1) 1号認定（3歳以上で保育の必要はなく、教育を希望する児童）（単位：人）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	3	2	2	2	2
	確保方策	3	2	2	2	2
実績		6	7	4	7	5
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 1号認定については、各年度とも計画を上回る児童を受け入れています。

2) 2号認定（3歳以上で保育の必要がある児童）（単位：人）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	64	61	58	59	55
	確保方策	64	61	58	59	55
実績		56	49	50	55	57
評価		○	○	○	○	◎

- ・ 2号認定については、受け入れ児童数が計画の範囲内となっています。

3) 3号認定（3歳未満で保育の必要がある児童）

○0歳（単位：人）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
実績		8	9	12	9	10
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 0歳児については、各年度とも計画を上回る児童を受け入れています。

○1・2歳（単位：人）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	26	22	24	24	24
	確保方策	26	22	24	24	24
実績		37	33	36	41	35
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 1・2歳児については、各年度とも計画を上回る児童を受け入れています。

4) 0～2歳児の保育利用率 (単位:人、%)

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画	児童数	61	59	57	57	60
	保育利用数	30	26	28	28	28
	保育利用率	49.2%	49.2%	49.1%	49.1%	50.0%
実績	児童数	61	63	65	64	54
	保育利用数	45	42	48	50	45
	保育利用率	73.8%	66.7%	73.8%	78.1%	83.3%
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 0～2歳児の保育利用率については、保育利用数及び保育利用率が計画を上回っており、保育ニーズの高さが伺われます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1) 時間外保育事業(延長保育事業) (単位:人)

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画	量の見込	35	35	35	35	35
	確保方策	35	35	35	35	35
実績		29	23	34	28	20
評価		◎	△	◎	○	▲

- ・ 時間外保育事業については、各年度とも計画の範囲内の実績となっており、年度により増減があります。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (単位:人)

区分			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画	量の見込	低学年	50	50	50	50	50
		高学年	10	10	10	10	10
	確保方策	低学年	50	50	50	50	50
		高学年	10	10	10	10	10
実績	低学年	45	45	40	33	33	
	高学年	22	9	13	14	8	
評価	低学年	○	○	○	△	△	
	高学年	◎	○	◎	◎	○	

- ・ 放課後児童健全育成事業については、すべての年度において、計画の範囲内の実績となっていますが、高学年児童の利用数が減少傾向となっています。

3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

本町は計画期間中の本事業の実施は見込みませんでした。

4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（単位：回）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	45	45	45	45	45
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績		45	45	45	45	45
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 地域子育て支援拠点事業については、複合庁舎くずま〜る等で子育てサロン及びなかよし広場を毎週開催し、交流の場の提供等を行っています。

5) 一時預かり事業（単位：人日）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
実績		6	6	7	5	5
評価		△	△	△	▲	▲

- ・ 一時預かり事業については、各園で実施しており、各年度とも実績が計画を下回っており、利用数が減少傾向となっています。

6) 病児保育事業

- ・ 計画期間中の本事業（病児保育）の実施は見込みませんでした。

7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)の就学児童対象部分

- ・ 計画期間中の本事業の実施は見込みませんでした。

8) 利用者支援事業（単位：か所）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
実績		1	1	1	1	1
評価		◎	◎	◎	◎	◎

- ・ 利用者支援事業については、健康福祉課において、子育てに関する情報提供や相談支等の充実に努めました。

9) 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人、件）

区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画	量の見込	30	30	30	30	30
	確保方策（職員体制）	2	2	2	2	2
実績		18	17	19	11	10
評価		△	△	△	▲	▲

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業については、出生数の減少により、各年度とも実績が計画を下回っています。

10) 養育支援訪問事業 (単位：人、件)

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画	量の見込	30	30	30	30	30
	確保方策（職員体制）	2	2	2	2	2
実績	訪問件数	36	44	29	34	36
評価		◎	◎	○	◎	◎

- ・ 養育支援訪問事業については、令和4年度以外は、実績が計画を上回っており、支援が必要な家庭が見込以上あります。

11) 妊婦健診 (単位：人)

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画	量の見込	30	30	30	30	30
	確保方策（実施場所）	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
実績	受診者数	31	28	27	19	18
評価		◎	○	○	△	△

- ・ 妊婦健診については、令和2年度を除いて実績が計画を下回っており、妊婦数が減少傾向となっています。

第4章 次世代育成支援行動計画

テーマ1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【主要課題】

- ◆ 地域で安心して楽しく子育てができるよう、子育ての孤立化を防ぐ取り組みや、いつでも気軽に子育て相談ができる環境が必要です。
- ◆ 町では、移住・定住施策を推進しており、町外から転入した保護者等に、子育てに関する様々な情報を、分かりやすく周知することが重要です。
- ◆ 育児に何らかの課題や困難を抱える家庭に対し、きめ細やかで継続的な支援が必要です。

【主要施策】

- 福祉、保健、医療、教育等、子どもを取り巻くすべての関係機関が、育児の悩みを相談する窓口としての役割を担い、いつでも気軽に子育て相談ができる環境づくりに努めます。
- 町外からの移住・定住者が、地域に慣れ親しみ、安心して育児ができるよう、子育て情報の提供や、保健師等による訪問支援を行います。
- 育児困難を抱える要支援家庭に対し、多職種による継続的な支援を行います。
- むくもりのある町民性を活かし、世代間交流を推進し、地域をあげて子どもを守り育てるネットワークを推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
子育て相談	子育て支援センター、保健センター、認定こども園、学校等、子どもに関わる全ての機関が、子育て相談の窓口を担う。	各関係機関
子育て支援センター	子育て支援の各種事業を行うセンター。育児相談のほか、サロン活動、母親教室など各種子育て支援事業を提供。	保育園 健康福祉課
養育支援訪問事業	育児困難を抱える要支援家庭等の保健師による訪問支援。	健康福祉課
移住・定住者支援	他市町村から移住、定住した子育て家庭や、婚姻により町外から転入してきた母などを訪問し、地域の子育て情報の提供及び地域コミュニティへの関わり支援。	いらっしやい 葛巻推進課 健康福祉課

第4章 次世代育成支援行動計画

育児グループの育成・支援	育児グループ、育児サークル等の自主的活動支援。	保育園 健康福祉課
子育てボランティア事業	子育てボランティアの育成と、健診や行事等へのボランティアの活用。	社会福祉協議会
子育てサポート事業	保育士、保健師、看護師等の有資格者をサポーターとして配置し、家事や育児の援助、助言など、子育ての直接的な支援を行う。	保育園 健康福祉課
育児ガイドブック	町の子育て支援に関する各種支援や施設等をまとめたガイドブックを作成、配布。	健康福祉課
子育て情報の提供	健康福祉課、子育て支援センターや保育園から、おたよりを発行したり、広報やくずまきテレビ等を活用して子育て情報を随時提供。	保育園 健康福祉課
新婚ライフサポート事業	婚姻し、町内に定住する夫婦に対し生活サポート金の給付や、サポート住宅の提供を行う。	いらっしやい 葛巻推進課
「交流の場（仮称）」の提供	子ども食堂、カフェ、フリースペース等、様々な形態での交流の場を提供。	社会福祉協議会
こども家庭センター	母子保健の相談、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整等を行う。	健康福祉課

テーマ2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦の支援

【主要課題】

- ◆ 妊娠から出産まで、切れ目のない支援体制が必要です。
- ◆ 妊婦は盛岡市や二戸市等遠方の産婦人科に通院しなければならず、身体的、精神的負担が大きくなっています。
- ◆ 緊急時など、妊婦が安心して医療サービスを受けることができるよう、町内外の医療機関との連携を一層強化し、相談窓口や支援内容、各種制度について、周知の徹底をする必要があります。

【主要施策】

- 子育て世代包括支援センター事業により、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業など、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
- 健康診査受診票の交付や医療費の助成等、妊婦の健康を守る支援を継続し、拡充を検討します。
- 健康診査や経済支援など各種制度の情報を、広報誌やホームページ、くずまきテレビ、ライフビジョン等を通して周知するとともに、各種関係機関との連携に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
妊娠届・母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦の体調確認や家庭状況を把握し、必要な支援体制を構築する。	健康福祉課
妊婦の健康相談	母子手帳交付時のほか随時個別相談に対応する。妊婦の心身の安定や、就労している妊婦の健康管理など助言を行う。	健康福祉課
妊産婦家庭訪問	精神的負担軽減のため、保健師による家庭訪問を行い、妊娠期間中の安心した生活のため相談に応じる。	健康福祉課
マタニティライフサポート事業	妊婦が必要とする用品の購入や、健診にかかる交通費等の費用を支援するための給付。	健康福祉課
妊婦歯科健康診査	妊婦の健康づくりの一貫として、出産までに1回受診できるよう支援。	健康福祉課
両親面談	安心して出産に望めるよう、妊娠中期の妊婦とその夫を対象に保健師等が面談し、助言等を行う。	健康福祉課
産後ケア事業	保健師・助産師が家庭訪問し、母親の話を傾聴する心理的支援及び新生児、乳児の状況に応じた育児支援を行う。	健康福祉課

第4章 次世代育成支援行動計画

妊婦健康診査・子宮頸がん検診	出産までに最大14回健診。併せて子宮頸がん検診も実施。	健康福祉課
就労妊婦の母性健康管理事業	妊婦が安心して働くことができるよう、必要に応じて事業所と連携し、職場に対して必要な助言を行う。	健康福祉課
妊産婦医療費給付事業	妊娠5か月目から出産した翌月の末日までの医療費を助成。	住民会計課
産婦健診助成事業	出産後の健診2回分を助成。	健康福祉課
不妊治療助成事業	保険適用にならない自己負担分について、年間最大15万円を助成。	健康福祉課
子育て講座	子どもの発達に関する疑問や不安、育児がより一層楽しくなるポイントなど、各分野の講師から話しを聞く。	保育園
新生児全戸訪問事業	保健師による産後の母と新生児の訪問支援。母子の健康状態の把握を行うとともに、育児相談に応じる。	健康福祉課
産前・産後サポート事業	妊娠中期に両親面談を実施し、新生児用おむつを配布。産後1～2か月頃に産婦に保健指導を実施し、おむつを配布。	健康福祉課
出産祝金	子育てを支援するために第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円の祝金を支給。	健康福祉課
妊婦のための支援給付金	妊婦の経済的負担軽減のために、妊娠届出時に5万円、出生時に生まれた子どもの人数×5万円を支給。	健康福祉課
エンゼルおむつ券交付事業	新生児の保護者に、おむつ購入券2万円分を交付します。	社会福祉協議会
在宅子育て支援金	0～3歳未満児を在宅で子育てしている世帯に支援金を支給。	こども教育課

(2) 子どもと母親の健康の確保

【主要課題】

- ◆ 葛巻病院小児科の継続的な外来診療が求められています。併せて、夜間や休日の小児救急や、近隣市町村の小児科医院など、医療の情報提供が重要です。
- ◆ 近年、予防接種の種類が増え、接種回数も多くなっています。適切な時期に確実に予防接種ができるよう、保護者への周知、指導及び支援が必要です。

【主要施策】

- 乳幼児健康診査や、幼児歯科健診、新生児訪問等を通じて、子どもの健康状態の把握に努めます。
- 「くずまキッズ予防接種事業」により、任意接種となっている予防接種に対して助成を実施し、疾病の予防に努めます。
- 高校3年生までの児童生徒について、医療費助成を実施します。
- 葛巻病院の小児科診療日の確保に努めるとともに、町外の小児医療機関の情報を提供し、必要な医療が速やかに受けられるような体制をつくります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
新生児全戸訪問事業（再掲）	保健師による産後の妊婦と新生児の訪問支援。母子の健康状態の把握を行うとともに、育児相談に応じる。	健康福祉課
乳児健康診査	生後1、2、3、6、9、12か月児を対象に個別健診を実施。併せて新生児聴覚検査も実施。	健康福祉課
1歳6か月児健康診査	生後1歳6か月から2歳までの間に1回、一般健診と歯科健診を実施。	健康福祉課
3歳児健康診査	生後3歳から4歳までの間に1回一般健診、歯科健診を実施。	健康福祉課
幼児歯科健康診査	1歳児から6歳児までに対して健診及び予防薬（フッ素・サホライド）塗布。併せてブラッシング指導・生活指導を実施。	健康福祉課
乳幼児健康相談	就学前児童を対象とした保健師、栄養士による個別相談。	健康福祉課
乳幼児等医療費給付事業	高校3年生までの子どもの医療費を全額町が助成。	住民会計課
くずまキッズ予防接種事業	インフルエンザ、おたふくかぜ等、任意接種に対する費用をくずまき商品券で助成し、感染症予防と町内商工業の振興を図る。	健康福祉課
フッ化物洗口推進事業	むし歯予防のためフッ化物洗口を保育園・小・中・高等学校で実施。	こども教育課 健康福祉課

(3) 食育の推進

【主要課題】

- ◆ 食生活リズムの乱れやバランスがとれていない食事などによって、肥満や生活習慣病の増加が問題となっています。
- ◆ 食物アレルギーの問題が深刻になっており、正しい知識の普及が必要となっています。
- ◆ 外食やレトルト食品などが増加傾向にある現代、地産地消や郷土料理などを取り入れた食育をよりいっそう進める必要があります。

【主要施策】

- 食育について、関係者が理解を深め、効果的な取り組みをするために保育所や学校など関係機関と連携しながら、支援に取り組みます。
- 離乳食相談や学校保健会の研修等を通じ、保護者等に食物アレルギーについての知識普及を行います。また、学校給食の献立や各種料理教室においても、使用食品のアレルギー表示を行うなど、注意喚起を行います。
- 「第2次葛巻町食育推進計画（令和2年度～11年度）」の取り組みに沿いながら、食育の推進に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
離乳食相談	乳幼児健診時に実施。月齢に合った離乳食や、幼児食について助言、指導をする。	健康福祉課
食品アレルギーに関する知識普及	離乳食相談、学校保健会事業、各種料理教室等を通じ、食品アレルギーに対する知識の普及、啓発を推進。	健康福祉課 こども教育課
クッキング講座	主に未就園の子どもを持つ母を対象とした料理教室。子どもが喜ぶメニューを通じ、食事の大切さを学ぶ。	保育園
保育所における食育の推進	保育所において、野菜の栽培収穫体験を推進する。また、各種行事等を通じて食文化に触れ、食に対する関心を深める。	健康福祉課 保育園
小中学校、高校における食育の推進	各教科や総合学習、学校給食などを通して、食の大切さを学び、健康な心身と規則正しい生活習慣を形成。	健康福祉課 こども教育課
食育出前講座	児童生徒や保護者の要請に応じて、料理、加工体験等の講座を実施。	健康福祉課 こども教育課
葛巻町食生活改善推進員協議会の活動支援	幼児から生徒までの食生活を主体とした健康づくりを推進するために、葛巻町食生活改善推進員協議会の活動を支援。	健康福祉課

(4) 思春期保健対策の充実

【主要課題】

- ◆ 喫煙、飲酒、過剰なダイエット、睡眠不足など、思春期の心身の成長に大きな影響を及ぼす問題について、より効果的な教育や啓蒙活動の推進が課題です。
- ◆ インターネット依存や、LINE等のソーシャルネットワークなどによるトラブルが社会問題となっており、中高生及び保護者に対して適切なメディア教育や、コミュニケーションの学習が課題です。

【主要施策】

- 学校保健会やPTA等と連携をとりながら、思春期にある子どもたちを対象とした健康教室を開催し、必要な知識の啓蒙を推進します。
- 電話相談等で思春期の児童生徒、またその保護者等からの相談に随時対応します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
思春期健康講話	中高生を対象に健康講話を実施。	健康福祉課
性に関する知識啓発事業	小中学生を対象に、命の学習やエイズ予防などの教育を実施。	こども教育課
メディアリテラシー、情報リテラシー教育	メディア（SNS、インターネット、スマートフォンなど）の正しい利用や、ソーシャルネットワークを活用したコミュニケーションについての教育を実施。	健康福祉課 こども教育課 (小中学校)
思春期相談	思春期の青少年の心や体の悩みについて、本人または保護者の相談に随時対応。	健康福祉課
こころのサポート研修(SOS出し方教育)	小学生及び保護者を対象に、強い心理的負担を受けたときの対処法等を学ぶ研修会を実施。	健康福祉課

(5) 小児医療の充実

【主要課題】

- ◆ 葛巻病院の小児科医師と、外来診療日数の安定的な確保が重要です。
- ◆ 休日や夜間の急病時など、近隣市町村の小児医療機関の情報提供が求められています。

【主要施策】

- 関係機関に働きかけながら葛巻病院の小児科医の確保継続に努め、子どもの健康を守る医療が安定的に提供できる体制を目指します。
- 小児科に限らず、産婦人科や眼科等の診療科の充実を図り、安心して子育てができる体制を目指します。
- 小児救急当番医や、近隣市町村の小児科医院の情報など、小児医療に関して幅広い情報提供に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
医師確保対策	葛巻病院の小児科医師、産婦人科医師、眼科医師等の確保を図り、外来診療の充実を図る。	葛巻病院
小児医療に関する情報提供	小児救急当番医や、近隣市町村の医療に関する情報について、広報やくずまきテレビ、ライフビジョンを活用し、随時提供。	健康福祉課

テーマ3 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

(1) 良質な居住環境の推進

【主要課題】

- ◆ 安心して子育てをするために適した環境の住宅が不足しています。特に、町外から転入、移住する家族に対する支援が必要です。
- ◆ 経済的に困窮している家庭や、離婚後の生活を立て直す段階にあるひとり親家庭などを支援するため、低家賃で住める住宅が求められています。

【主要施策】

- 町営住宅等、子育て世帯に提供できる住宅の確保と、適切な維持管理に努めます。
- 町営住宅や町有住宅、民間賃貸住宅の情報提供に努めます。
- 良質な住環境推進のため、住宅のリフォームや水洗化工事の助成を行います。
- 住宅の取得を検討している家庭の支援を行います。
- 若い世代の賃貸住宅の家賃の補助を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
町営住宅維持管理	一定の基準を満たした、住宅に困窮する低所得者に対し、低家賃の町営住宅の入居について、随時入居公募を行い、安全で快適な住環境を提供。	地域整備課
住宅情報提供	町有住宅や町営住宅、空き家、民間賃貸住宅についての情報を、ホームページ等で提供。	総務課 地域整備課
空き家バンク	売却・賃貸を対象とした空き家物件を登録し、ホームページで情報を提供。	いらっしやい 葛巻推進課
快適な住まいづくり応援事業	住宅改修工事の一部を最大 50 万円助成。	いらっしやい 葛巻推進課
水洗化普及支援事業	トイレの水洗化工事等の一部を最大 42 万 5 千円助成。	水道事業所
定住対策住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する場合に、最大 200 万円を補助。	いらっしやい 葛巻推進課
子育て世代移住者住宅取得支援事業	U・I ターン家族が 5 年以内に住宅を取得する場合に、最大 400 万円補助。	いらっしやい 葛巻推進課
若者定住家賃補助事業	40 歳未満の者の月額家賃を最大 1 万円補助。	いらっしやい 葛巻推進課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

【主要課題】

- ◆ 町中心部など、一部の道路は十分な歩道が確保されていません。乳幼児や妊産婦、ベビーカーを利用している人などにとって安全で快適な道路環境が必要です。
- ◆ 町内の子どもの遊び場は、老朽化したり、利用がほとんどなく維持管理が課題になっている公園も増えています。安全性や利便性を考慮した、快適な遊び場の確保が必要です。
- ◆ 東日本大震災では、乳児の粉ミルクやおむつが手に入らないなど、子育て世帯特有の課題が浮き彫りになり、平時からの対策が必要です。

【主要施策】

- 国、県と協力して安全な道路環境整備に努める一方で、交通安全施策の強化により事故防止を推進します。
- 地区の公園等の適切な維持管理に努め、子どもが安心して遊べる場の確保に努めます。
- 様々な災害に備え、子育て世代が身につけておくべき知識や対策について、普及啓発に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
生活道路整備	計画的に道路の拡幅や改修整備等を行い危険箇所の解消を推進。	地域整備課
遊び場の整備	遊具等の補修等維持管理を行い、利用児童にとって安全で快適な環境を提供。	健康福祉課 社会福祉協議会
防災、救命救急等に関する知識の普及啓発	子育て世帯の防災や、救命救急に関する知識について、両親学級や広報などで普及啓発を推進。	総務課 健康福祉課 こども教育課

(3) 交通安全教育の推進

【主要課題】

- ◆ 通学路に歩道がないところも多く、大人から子どもまでが交通安全に気を配る必要があります。また、子どもたち自身が、交通安全についての正しい知識を身につけることが必要です。
- ◆ チャイルドシートやシートベルトの適切な装着など、保護者が子どもの命を守ることの認識を深める必要があります。

【主要施策】

- 認定こども園から小中学校まで交通安全教室を継続し、幼少期からの交通安全に対する知識の普及に努めます。
- 関係機関が連携し、交通安全に対する注意喚起に取り組むとともに、地域で子どもたちの登下校の見守りなどを行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
交通安全運動	警察や交通安全団体と連携し、交通安全運動、交通事故防止運動を実施。	総務課
交通安全教室	学校、認定こども園での交通安全の教室。	総務課
チャイルドシート貸出事業	チャイルドシートを必要とする家庭1世帯につき1台まで貸出。	社会福祉協議会

(4) 子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

【主要課題】

- ◆ 子どもを対象とした事故や犯罪の問題について、家庭や学校だけでなく、地域全体で取り組みを行うことが必要です。

【主要施策】

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供を行うとともに、家庭、地域、学校等関係機関が連携を強化し、地域ぐるみで防犯活動に努めます。
- 子どもが被害に遭いそうになった場合や、危険を感じた場合に助けを求めることができる「子ども110番の家」を設置し、避難場所の確保に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
防犯活動	安全で安心な町づくりのため関係団体・機関と連携し、啓発チラシの配布等防犯活動を実施。	総務課
子ども110番の家設置事業	児童・生徒等の登下校時など、犯罪から守るため気軽に助けを求めるために駆け込める家や商店、看板を設置しての犯罪防止対策。	総務課
防犯灯設置支援	自治会の防犯灯の新設費用を半額補助し、設置を支援。	総務課
スクールガードリーダー	登下校時に各学校付近や通学路を巡回し、事故・犯罪の未然防止や意識啓発を推進。	子ども教育課
不審者対応マニュアルの作成	学校や認定子ども園の安全管理を図るため、関係機関と連携し、不審者対応マニュアル等を作成。	子ども教育課

(5) 被害に遭った子どもの立ち直り支援

【主要課題】

- ◆ 犯罪被害に遭った、あるいは遭いそうになったとき、子どもや保護者は強い恐怖や不安を抱きます。家族全体を精神的に支える支援が必要です。
- ◆ いじめにあった子どもが受けた精神的、身体的苦痛をケアし、子どもとその家族を長期的に支える支援が必要です。

【主要施策】

- 子どもに対する犯罪やいじめを、地域全体の問題として位置づけ、保健・医療・福祉・教育・地域など関係者が一体となり、被害にあった子どもとその保護者等を、長期的かつ継続的に支援します。
- 犯罪被害やいじめについての相談窓口の強化を図り、電話相談、来所相談、家庭訪問等で決め細やかな相談支援を行います。必要に応じて、医療機関や警察、児童相談所など専門的支援機関と連携します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
いじめ、犯罪被害等相談	いじめや犯罪被害にあった子どもとその保護者の相談を受け付け、関係機関が連携し、長期的、継続的な心のケアの実施。	健康福祉課 こども教育課

テーマ4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 認定こども園、学校等の教育施設の整備

【主要課題】

- ◆ 町立認定こども園、学校等の一部は、施設の老朽化が著しい状況です。質の高い保育・教育を継続的に提供するために、計画的な施設整備が必要です。

【主要施策】

- 町の総合計画において、児童数の推移のみならず、地域や保護者の意向を踏まえ、将来にわたり子どもの福祉の向上が図られるよう、施設整備を検討します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
学校等教育施設整備事業	学校施設等の維持改修を図り、児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備を図る。	こども教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【主要課題】

- ◆ 兄弟の人数が少なく、近所に同世代の子どもがいないなど、子ども同士が遊びを通して人間関係を形成し、豊かな人間性を育む機会が減少しています。
- ◆ 少子化により、一部の子ども会等の自主活動や、スポーツ少年団活動等は、規模を縮小したり、以前より活動が困難になっています。

【主要施策】

- 学校や認定こども園、地域と連携を図りながら、地域の教育力を高め、子どもたちの健全な成長に資する様々な事業や行事を推進します。
- 青少年育成ネットワークを中心とした、子どもたちに関わる活動を積極的に支援します。
- 自然体験やボランティア体験などの実体験を通して、子どもが自ら考え、行動する力や生きる力を身につけるための活動を推進します。
- 子どもの放課後の安全、安心な居場所をつくり「遊び」を通じて友達とのかかわり合い方や、思いやりの心をはぐくむ場を提供します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
ブックスタート事業	就学前の子どもを持つ親を対象とし、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて「温かく、楽しいことばの時間」を持つための支援。	まなび交流課
読み聞かせ&映画会	本の読み聞かせ及び映画会を開催し、施設利用の向上と読書普及活動。	まなび交流課
青少年の社会参加活動	中高生のボランティア体験活動の実施・支援。	まなび交流課 健康福祉課 社会福祉協議会
スポーツ少年団活動	小中学生の各種スポーツ活動の支援。	まなび交流課
子ども体験教室	葛巻町の産業や自然、文化などの体験活動。	まなび交流課
青少年健全育成ミニサッカー大会	小学生を対象としたミニサッカー大会の実施。	まなび交流課
子ども会リーダー研修会	ジュニアリーダーや成人指導者の協力を得て子ども会リーダーの養成。	まなび交流課
ジュニアリーダー育成事業	青少年事業に関わる中学生リーダーの育成。	まなび交流課
世代間交流	保育園や子供会活動などを通じ、祖父母世代と子供たちが交流する事業を推進。	まなび交流課
ハンディキャップ体験指導事業	福祉協力校を対象に、障がい疑似体験を通して障がいを持つ人々への理解を促進。	社会福祉協議会
放課後子ども教室推進事業	小学校の校庭、体育館、空き教室などを利用し、子どもたちの安心、安全な放課後の居場所を確保。	まなび交流課
他市町村との交流事業	他市町村と交流、連携しながら、異文化学習、平和学習、自然体験活動等を推進。	まなび交流課
くずまき高原牧場ワンダーランド事業	集団生活や自然体験等を通じて、命の大切さや自立の心を学ぶとともに子ども会リーダーの育成を図る。	まなび交流課
スポーツ交流事業	各種スポーツ大会を実施等、他市町村の中学校やスポーツ少年団相互の交流推進。	まなび交流課

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主要課題】

- ◆ スマートフォンやタブレット、ゲームが遊びの中心になりつつあり、子どもの心身の発達への影響が懸念されます。
- ◆ 情報化社会の中で、子どもの健全育成に悪影響を及ぼす情報などが、容易に入手でき、保護者など大人の目の届かないところで、トラブルに陥る危険があります。

【主要施策】

- スマートフォンやタブレット、ゲームが子どもの心身に及ぼす影響について、保護者や周囲の大人が知識を深め、子どもたちに適切な助言や指導を行います。
- 数多く入手できる情報の中から、必要なものを主体的に取り取り、その真偽を見抜き、活用することができるように、メディアリテラシー・情報リテラシー教育の推進に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
メディアリテラシー・情報リテラシー教育の推進	メディア（スマートフォンやタブレット、インターネットなど）が子どもの心身に及ぼす影響や、メディアから入手する情報の取捨選択など、保護者および子どもに周知、啓発を図る。	健康福祉課 こども教育課 (小中学校)

(4) 奨学金制度の活用の推進

【主要課題】

- ◆ 子どもが高校や大学へ進学するにあたり、経済的に困難を抱える家庭があります。
- ◆ 子どもたちが希望する進路を選択し、安心して高校生活や大学生活を送れるよう、支援する体制が必要です。

【主要施策】

- 町内の中高生が、希望する進路を実現できるよう奨学金制度の活用を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
葛巻育英会	葛巻高校へ入学する生徒と、葛巻高校から大学へ進学する生徒に奨学金を貸与する。	こども教育課
三浦梧楼育英会	葛巻高校を卒業し、国公立大学進学する生徒に奨学金を貸与する。	こども教育課
看護職員等養成修学資金貸付事業	将来、葛巻町内において医療・保健・福祉サービスに従事する看護師などの医療等専門職の養成を図るため、修学資金を貸与する。	健康福祉課

テーマ5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

【主要課題】

- ◆ 子どもの病気や学校の行事等、仕事を休む必要がある時、「休みを取れない」「とりにくい」と感じる保護者が多く、職場や事業主の協力と理解が必要です。
- ◆ 全国的に育児休暇の取得率は向上しつつあるものの、職場の人員的な理由等により、取得期間や職場復帰の時期が希望どおりにできるかが課題です。
- ◆ 産前産後休暇や育児休暇は、以前より取得しやすい環境が広まりつつありますが、長期の休職に不安を感じたり、職場復帰の時期に悩む保護者が増えています。

【主要施策】

- 育児休業制度、介護休業制度等といった休暇・休業制度の広報、啓発を行い、事業主や地域社会の理解のもとで制度の普及促進に努めます。
- 産休や育休の計画的な取得についての助言や、休職中の母の不安解消など相談に応じていきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
就労妊婦の健康管理事業	母子手帳交付時などに妊婦の就労状況を確認し、産休、育休制度の周知や、妊娠中の就業生活について必要な助言を行う。	健康福祉課
職場復帰支援事業	産休、育休中の母の職場復帰の時期などの相談に応じ、復帰後に必要な保育サービスの情報提供を行う。	健康福祉課 こども教育課

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

【主要課題】

- ◆ 就業形態が多様化している現在、子育て家庭の就業生活と家庭生活を両立するための、保育サービスの需要が高まっています。
- ◆ 農家や自営業など休みが不規則な仕事や、出勤時間が早い、帰宅時間が遅いなど、不規則な就業形態に対応する保育サービスが求められます。

【主要施策】

- 子ども・子育て支援制度における、子どものための教育・保育給付事業や、地域子ども・子育て支援事業を推進し、保護者の多様な保育サービスのニーズに対応していきます。（教育・保育の事業については第5章に掲載。）

テーマ6 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【主要課題】

- ◆ 深刻な児童虐待事例は発生していないものの、虐待ハイリスクの要支援家庭があり、継続的にきめ細やかな支援が必要です。
- ◆ 虐待を未然に防ぐため、地域をあげての虐待防止活動の一層の推進が必要です。

【基本方針】

- 虐待問題へ迅速かつ的確に対応するため、葛巻町要保護児童対策委員会を中心に、関係機関の連携強化を図ります。
- 各種健診、訪問等の母子保健活動や医療機関との連携を通じて、要支援家庭を早期に把握し、適切な支援に努めます。
- オレンジリボン運動など、虐待防止の意識普及啓発に積極的に取り組みます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
葛巻町要保護児童対策地域協議会	子どもに関わる各関係機関が、児童虐待等の対応や防止について連携を図る。	健康福祉課
児童相談所定例訪問支援	児童相談所の定例訪問支援により、虐待ハイリスク家庭の情報共有や、要支援家庭への専門的な支援を行う。	健康福祉課
養育支援訪問事業（再掲）	虐待ハイリスク家庭に対して、家庭訪問による見守りや助言を行い、虐待の未然防止を図る。	健康福祉課
虐待防止啓発活動	11月の児童虐待防止月間を中心に、オレンジリボン運動、虐待防止研修会などの意識普及啓発活動や、虐待通告義務等の制度周知を図る。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主要課題】

- ◆ ひとり親家庭では、経済的課題を抱えている場合が多く、特に高校、大学等への進学時の費用について支援が必要な状況です。
- ◆ 母子家庭の母親の就職は、一日の勤務時間に制限があるなどマッチングに難しさがあり、祖父母等の支援で生計を立てている家庭もあり、就労支援や経済的自立が課題です。

【主要施策】

- 医療費や手当等、ひとり親家庭の経済的支援のための軽減措置を継続します。
- 県の「ひとり親家庭福祉資金」の周知をはかり、進学時に必要な貸付が受けられるよう支援します。
- 県の母子家庭相談員との連携を図り、母親の就職に向けた資格取得の支援や、必要な情報提供などを行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
児童扶養手当	ひとり親家庭に対する手当について周知を図り、適切に手続きを案内する。	健康福祉課
ひとり親家庭福祉資金	ひとり親家庭における子どもの修学資金や、親の就業資金等を無利子又は低金利で貸付。	健康福祉課
母子家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭の父母と児童の医療費について助成。	住民会計課
ひとり親家庭入学支度金等扶助費支給事業	小学校入学時及び中学校入学・卒業時に支度金・祝金の支給。	健康福祉課

(3) 特別な支援が必要な児童への対応

【主要課題】

- ◆ 発達面で支援が必要な児童について、早期の把握と療育が課題です。また、発達障害について、保護者のみならず、広く理解を求める必要があります。
- ◆ 特別な支援が必要な子どもについて、幼児期からとぎれない継続した支援体制が必要です。
- ◆ 障害や、重い病気を持つ児童の保護者は孤立しがちで、育児の負担も大きいことから、保護者の精神的負担軽減など支援が必要です。

【主要施策】

- 岩手県立療育センター、障がい児福祉サービス事業者等の専門機関と連携し、相談体制の強化に努めます。
- 障がい児保育を可能な限り受け入れ、幼児期からの支援と、その後のライフステージのステップに応じた支援を行います。
- 障がい児の保護者サークルの活動を支援し、育児の孤立化を防ぎます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
児童発達相談	発達面が気になる児童について、保護者の育児相談に応じ、必要なサービスの情報提供や、関係支援者との連携体制の構築を図る。	健康福祉課
発達相談支援	乳幼児健診等で所見が見られた児童を対象に、県立療育センターの専門員の協力で実施する個別相談会。	健康福祉課
福祉総合相談センター巡回相談	療育手帳を所持する児童等を対象とした、心理検査等の巡回相談支援。	健康福祉課
発達支援訪問事業	発達支援センター等、専門機関と連携した保育所訪問等による支援。	健康福祉課
障がい児相談支援事業	障害児相談支援事業所等、専門機関と連携し、個別訪問による支援を行い、各種サービスへの連絡調整を図る。	健康福祉課
障害児等通所支援事業	療育が必要な児童に、児童発達支援、放課後等デイサービスなど福祉サービスを提供。	健康福祉課
特別支援学校等通学通所支援事業（通学支援バスの運行）	町外の特別支援学校に通学する児童及び生徒の移動手段を確保し、子育て世代の送迎負担を軽減するため、通学支援バスを運行。	健康福祉課
特別児童扶養手当	精神や身体に障がいのある児童を育てている家庭への手当。	健康福祉課

障害児福祉手当	重度の障がい児を在宅で養育している家庭への手当。	健康福祉課
重度心身障害者医療費給付事業	障がい者（身体障害者手帳1、2級、特別児童扶養手当1級など）への医療費助成。	住民会計課
中度心身障害者医療費給付事業	障がい者（身体障害者手帳3級、障害基礎年金2級、特別児童扶養手当2級）への医療費を2分の1助成。	住民会計課
障がい児保育	集団保育が可能な、障がいを有する乳幼児の保育の受け入れ。	こども教育課
母親サークル活動支援	障がい児の母親サークルの活動を支援し、交流会や学習会を開催	健康福祉課
障がい児スポーツ教室	体育協会と連携し、障がい児の療育と健康増進のための水泳教室等を開催。	健康福祉課
発達障害等に関する理解啓発事業	研修会の開催や、広報等により、発達障害に対する正しい知識を広く啓発し、保護者、地域住民等への理解を広める。	健康福祉課 こども教育課

テーマ7 親育ちと次代の親の育成の推進

(1) 次代の親の育成

【主要課題】

- ◆ 少子化の影響で、弟や妹など小さな子どもとの関わりを経験したことのない若者が増えています。親となって初めて乳幼児と関わり、育児に戸惑う夫婦も少なくありません。若い世代の母性、父性をはぐくみ、次代の親の育成を図る必要があります。
- ◆ 婚姻件数について、令和3年度以降は10件未満で推移し、男女とも未婚率が増加傾向であり、親になる人口が減少しています。

【主要施策】

- 中高生が実際に乳幼児の世話などを経験する機会を設け、将来の子育てをイメージし、母性、父性をはぐくみます。
- 結婚を希望する人への出会いをサポートし、結婚後の新生活の経済的負担を軽減できるように支援や補助を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
思春期ふれあい体験事業	中高生を対象とした、乳幼児とのふれあい体験。	健康福祉課
中2いのちの学習会	中学2年生を対象とした、生命の誕生や家族の愛に関する講話等の開催。	健康福祉課
くずまき出会いサポート事業	くずまき出会いサポート事業に会員登録をした結婚を希望する独身者に、交流イベントなどでサポート。	いらっしやい葛巻推進課
新婚ライフサポート金交付事業	婚姻届出時に夫婦いずれかが45歳未満で、町内に居住する意思がある場合に、くずまき商品券10万円分を交付。	いらっしやい葛巻推進課
ウェディング祝い金交付事業	夫婦いずれかが45歳未満で町内に居住する意思がある場合に、結婚式や披露宴の経費の一部をくずまき商品券10万円分、それを超える分を現金で交付。(合わせて最大50万円)	いらっしやい葛巻推進課
結婚新生活支援補助金	婚姻届出時に夫婦ともに39歳以下で、所得等一定の要件を満たした場合には、住居費、リフォーム費用、引越し費用の一部を補助。(夫婦ともに29歳以下：上限60万円、夫婦ともに39歳以下：上限30万円)	いらっしやい葛巻推進課

(2) 保護者の子育て力の向上

【主要課題】

- ◆ 「子どもを叱りすぎているような気がする」などしつめに悩んでいたりと、「子どもとの接し方に自信が持てない」など育児の不安を抱える保護者がいます。
- ◆ 子どもの身の回りの世話など、基本的な育児が十分に行われていないなど、保護者としての役割が十分に果たせていない家庭があります。

【主要施策】

- 「ペアレントトレーナー」の養成を推進し、「親育ち」「親教育」の視点による保護者支援を行います。
- P T A等の保護者団体が行う学習活動等を積極的に支援し、保護者が自ら学び、子どもとともに成長していく環境を整備します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
ペアレントトレーナー養成事業	保育士、保健師等が県の主催するペアレントトレーナー養成講座を受講し、「親育ち」の視点による保護者支援の充実に努める。	健康福祉課 こども教育課
家庭教育学級等の活動支援	P T Aや保護者団体の自主的な学習活動に対し、企画立案や講師紹介等の支援を行う。	健康福祉課 こども教育課

(3) 親子の絆を深める取り組み

【主要課題】

- ◆ 保育サービスが充実する一方、保護者が子どもと過ごす時間の確保が課題であり、アンケートでは「子どもとの時間を十分にとれない」という悩みが多くなっています。
- ◆ 乳幼児期からテレビやスマートフォンアプリなどを活用した育児を行える環境が進み、親子の愛着形成などが心配されます。

【主要施策】

- 生涯学習の事業により、親子で参加できる教室や行事を推進します。
- メディアを育児に利用する際の注意点を広く保護者に周知し、適切な利用の仕方について啓発しつつ、メディアに頼らない、豊かな親子関係を育む育児を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課・機関等
親子教室	スポーツや体験型学習、自然とのふれあいなど、親子参加型の事業を企画推進。	まなび交流課
保護者向けメディアリテラシー・情報リテラシー教育	メディアが子どもに与える影響について、研修会等を開催し保護者の認識を深めるとともに、乳幼児健診等の場で助言指導を行う。	健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や、教育、保育施設の整備状況を総合的に勘案して、市町村が設定するものです。

町では、町内に4保育所型認定こども園を設置しており、地区ごとに教育・保育サービスを提供してきた経緯がありますが、現在は保護者の生活形態や職業形態も多岐にわたっており、居住する地区にかかわらず、個々のニーズに応じて教育・保育サービスを提供しています。

このことから、今後もこの体制を維持するため町内全域を、ひとつの教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

実際の利用状況等をもとに、各年度における平日・日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設（当町では保育所型認定こども園）、地域型保育事業の提供体制の確保及び実施時期を次のとおり設定します。また、町全体で提供体制に不足は生じない見込みであることから、既存施設により確保します。

※ 量の見込みの算定にあたっての考え方

- ・ 1号及び2号認定：第2期計画（R2～6）実績の平均値で算定
- ・ 3号認定：今後の出生状況を踏まえた児童数に、第2期計画期間中における実績から割り出した保育利用率を掛けて算定

(1) 1号認定（3歳以上で保育の必要はなく、教育を希望する児童）（単位：人）

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み (必要利用定員総数)	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

(2) 2号認定（3歳以上で保育の必要がある児童）（単位：人）

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み (必要利用定員総数)	53	53	53	53	53
幼稚園希望	0	0	0	0	0
上記以外	53	53	53	53	53
確保方策	53	53	53	53	53
特定教育・保育施設	53	53	53	53	53
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(3) 3号認定(3歳未満で保育の必要がある児童)

○0歳

(単位:人)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (必要利用定員総数)	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11
特定教育・保育施設	11	11	11	11	11
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

○1・2歳

(単位:人)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (必要利用定員総数)	28	25	31	31	31
確保方策	28	25	31	31	31
特定教育・保育施設	28	25	31	31	31
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(4) 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、実際の利用状況等をもとに、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。(単位:人、%)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
推計児童人口 (0～2歳)	56	52	60	60	60
保育所入所児童数 (量の見込み)	39	36	42	42	42
確保方策	39	36	42	42	42
特定教育・保育施設	39	36	42	42	42
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
保育利用率	69.6	69.2	70.0	70.0	70.0

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

令和元年10月施行の子ども・子育て支援法の改正により、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されています。

町内では現在、該当施設は所在していませんが、町外施設の利用者を想定し、制度の周知や利用者の把握に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認及び指導監督等については、県と情報共有及び連携を図りながら、適切な取り組みの推進を図ります。

3 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、0歳6か月～3歳未満の子どもを対象に、家庭の就労状況に関わらず、保育施設に通うことができるよう支援する制度です。保護者の就労有無に関わらず利用できるため、専業主婦（主夫）家庭でも利用が可能であり、共働き家庭やひとり親家庭、様々な家庭環境の子どもたちが平等に保育を受けることができます。

本町においては、町内4つの保育所型認定こども園の定員余剰分を活用する形で、令和8年度から受け入れを行います。

各年度における量の見込み並びに提供体制の確保及び実施時期を次のとおり設定します。また、町全体で提供体制に不足は生じない見込みであることから、既存施設により確保します。

なお、量の見込みについては、現在の保育所型認定こども園利用者数及び今後の出生数見込み等を基に算出しました。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (単位：人)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		9	8	8	8
0歳児		2	2	2	2
1歳児		3	3	3	3
2歳児		4	3	3	3
確保方策		9	8	8	8
0歳児		2	2	2	2
1歳児		3	3	3	3
2歳児		4	3	3	3

※各園の定員余剰内での受入

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容】

本町の乳児等通園支援事業は、4保育所型認定こども園で実施することから、当該施設内において、乳児等通園支援事業を利用している子どもの3歳以降の受入れ枠確保に努めるなど、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

国から示された基本指針等に沿って、実際の利用状況等をもとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに提供体制の確保及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園の平日・日中の保育時間以外の時間帯における保育について対応を図る事業です。午前7時30分から8時30分まで、午後6時から7時までを時間外保育として設定しています。

○時間外保育事業 (単位：人)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (単位：人)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	38	39	44	42	36
小学校低学年 (6～8歳)	29	31	35	34	28
小学校高学年 (9～11歳)	9	8	9	8	8
確保方策	42	42	48	45	40
小学校低学年 (6～8歳)	31	33	37	36	30
小学校高学年 (9～11歳)	11	9	11	9	10

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

本計画期間中の実施は見込まず、町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター ※葛巻保育園内)

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

○地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (単位:回数、か所)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	1	1	1	1	1

※「子育てサロン(毎週1回)」、「なかよし広場(毎週1回)」の年度回数45回

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として日中、認定こども園で一時的に預かる事業です。

町内4認定こども園での一時預かりを提供します。

○認定こども園での一時預かり (単位:人日/年)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6
一時預かり事業	6	6	6	6	6

(6) 病児保育事業

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本町は、計画期間中の当事業(病児保育)の実施は難しいですが、静養室の確保に努めるほか、児童の体調確認や健康管理について、保護者との連携を図ります。

また、医師の指示により服薬がある場合は、園で可能な限り対応するなど、病気の児童に早期に適切な対応ができる環境整備に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、ファミリーサポートセンターの実現について検討を重ね、保護者の幅広いニーズに対応できる体制づくりに努めます。

(8) 利用者支援事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

本町は、これまで健康福祉課が担当課窓口となり、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めています。

今後、健康福祉課内にこども家庭センターを設置し、妊娠期から切れ目なく安心して子育てができるよう、支援体制の構築をめざします。

○利用者支援事業（健康福祉課） (単位：か所)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。当町では、保健師と助産師の2名体制で事業を行います。

○乳児家庭全戸訪問事業 (単位：人)

区分		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み		15	15	15	15	15
確保方策	実施体制	2	2	2	2	2
	実施機関	町	町	町	町	町

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。当町では、保健師と助産師の2名体制で事業を行い、必要に応じて、要保護児童対策協議会担当者や福祉部門担当者も対応します。

○養育支援訪問事業 (単位：人)

区分		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み		15	15	15	15	15
確保方策	実施体制	2	2	2	2	2
	実施機関	町	町	町	町	町

(11) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、自治体が妊婦に対して行う健康診査で、妊婦が医療機関で受ける健康診査に対し受診券を交付し、その費用を町が負担するものです。

○妊婦健診 (単位：人)

区分		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み		15	15	15	15	15
確保方策	交付	15	15	15	15	15
	実施機関	町	町	町	町	町

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、成育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより、ハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする事業です。

○妊婦等包括相談支援事業 (単位：人、回)

区分		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	妊娠届出数	15	15	15	15	15
	1組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	45	45	45	45	45
確保方策	妊娠届出数	15	15	15	15	15
	1組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	45	45	45	45	45

(13) 産後ケア事業

家族や周囲のサポートが不足している母親の出産直後のケアが十分に行き届かない状況を改善するため、産後の母親が抱える身体的・精神的な負担を軽減し、育児不安の解消を図る事業です。当町では、保健師と助産師の2名体制で事業を行います。

○産後ケア事業 (単位：人)

区分	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、不安や悩みを抱える家庭へ対応できる体制づくりに努めます。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育ての悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、悩みを抱える保護者及びその児童へ対応できる体制づくりに努めます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント(評価)し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、養育環境に課題を抱える家庭や児童へ対応できる体制づくりに努めます。

5 教育・保育の一体的提供及び推進方策等

町立4認定こども園では、教育・保育を引き続き一体的に推進し、3歳以上の保育に欠けない児童も、保育を必要とする児童も区別することなく受け入れ、保護者の就労の有無に関わらず、幼児教育と保育を一体的に提供します。

また、各認定こども園及び各小学校は、「保小のかけ橋プロジェクト」を通じて相互に交流と連携を深めるとともに、特に支援が必要な児童については、関係機関による支援会議を開催し、情報共有や就学後の支援を協議するなど、連携を推進します。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、深刻な待機児童問題は発生しておらず、今後も保育等のニーズに見合った事業量が確保されるものと見込んでいます。

しかし、第4章テーマ5「①働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進」に掲げたように、職場復帰の時期や、復帰後の働き方に悩みを抱える保護者は少なくありません。また、本町に多い農家や、自営業を営む家庭では、「育児休業」という概念がないため、保育サービスを利用するタイミングや利用の仕方に悩む保護者もいます。

今後は、次世代育成支援行動計画に基づく「職場復帰支援事業」を通じて、休職

期間中に保護者の職場復帰にむけて総合的に相談に応じるとともに、必要な教育・保育のサービスが円滑に提供されるよう、情報提供や手続きの案内を行います。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

本町では、児童虐待、障がい児、ひとり親家庭等、支援について専門的な知識、技術等を要する分野においては、県と連携して取り組みます。

○県の各関係機関と連携する事業

施策	具体的事業	連携する県の機関
児童虐待・要保護児童対策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待関係 ・要保護児童（養護） ・里親家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県福祉総合相談センター（児童相談所）
障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に関する相談全般 ・特別児童扶養手当 ・障害児施設入所支援 ・発達相談支援 ・特別支援教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県福祉総合相談センター ・盛岡広域振興局 ・岩手県立療育センター ・県立各特別支援学校 ・盛岡教育事務所
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭福祉資金 ・母子家庭相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡広域振興局

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（1）雇用環境の整備

町では、保護者が、仕事と家庭生活を無理なく両立できるよう、第4章テーマ5に掲げる各事業を通じて、子育て中の労働者を雇用する事業主等への助言や情報提供の他、一般事業主行動計画の策定への協力をを行います。

また、県の「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の周知や、ワークライフバランスを推進する県労働局と連携し、事業主と子育て中の労働者が相互にメリットのある雇用環境の整備を推進します。

（2）仕事と子育ての両立及び仕事と生活の調和

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子の健康づくり支援や保育サービスの充実を図ります。

また、保護者が就労等により日中家庭にいない就学児童を対象に、放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に関する普及啓発に努めるとともに、男性の家事・育児への参加を促し、父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、啓発を行います。

第6章 それぞれの役割

1 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は、夫婦が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

ア 家事や育児に父親が積極的に参加し、両親共同で行う。

イ 子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活における可能な役割を持たせる。

ウ 子どもに乳幼児や高齢者、障がい者等とのふれあいの機会を持たせる。

エ 家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

2 地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、「支える」という意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや保護者とのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、この計画の推進には、行政の取り組みはもとより、ボランティア活動をはじめとした町民活力も大きく期待されることから、町民参画の気運を高めていくことが望まれます。

ア 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。

イ 子どもたちが参加でき、世代間の交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。

ウ 遊びや活動の場を整備する。

エ 民生児童委員や保健委員と連携して地域ぐるみで子育てを行う。

オ 健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。

3 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場であることから、豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域社会と連携を深めながら、多様な体験ができる教育の推進を進める必要があります。

また、学校施設の開放などを通して、地域における町民同士の交流の場となることが望まれます。

ア 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会などを設定する。

イ ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。

ウ 男女共同参画や家庭生活等での男女の相互協力についての学習を充実する。

- エ 乳幼児とのふれあいの機会を持たせるなど子育て体験の機会を設定する。
- オ 子育てに係る地域住民等の活動の場として校庭や体育館等の施設を開放する。
- カ 保健医療機関との連携により、健康教育を充実する。

4 企業等の役割

企業等は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しており、職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業環境等の整備を推進するとともに、子育てに優しい環境づくりを検討するなど、社会的な貢献に努めることが期待されます。

また、従業員一人一人が子育て支援の重要性を理解し、子育て中の保護者が気兼ねなく休暇等の制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

- ア 完全週休二日制の実施や有給休暇の取得促進に努める。
- イ 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- ウ 女性の再雇用制度やフレックスタイム制度の導入に努める。
- エ 女性従業員に対する母性健康管理措置等の充実に努める。
- オ 事業所内保育施設の設置など保育支援に努める。
- カ 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設を開放する。

5 行政の役割

行政は、この計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、町民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画し得るよう、情報の提供や啓発に努めます。

なお、本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制の強化を図ります。

- ア 子育て環境づくり推進体制の確立を図り、関連施策の総合的、計画的推進に努める。
- イ 民間の団体等が行う環境づくりに関連する自主的な取り組みを支援する。
- ウ 各種広報活動等を通じて子育て環境づくりについての啓発に努める。
- エ 子育てについての住民のニーズの把握に努める。

6 子ども・子育て会議の役割

子どもと子育て支援に関わる施策全般についての審議機関として、その取り組みに関する幅広い意見を述べ、各事業の評価、点検を行う。

第7章 計画の推進と評価

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、子育て支援の各施策の中心的役割を担う健康福祉課とこども教育課が連携して取り組むとともに、子育て支援に関する個々の事業を実施する各課担当職員による情報共有を行い、庁内横断的な推進を図ります。

地域においては、自治会組織、PTA、民生委員等、子どもやその家庭を取り巻く関係機関とのつながりを密にし、住民の理解と協力の下で地域をあげて計画を推進する体制をつくります。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察等関係等、専門機関との連携をより一層図りながら、計画を着実に実行します。

2 計画の評価

計画の実施状況は、毎年度健康福祉課とこども教育課等でその進捗状況について自己点検、自己評価を行います。

この点検、評価の結果は、毎年度「子ども・子育て会議」において報告し、会議において改めて点検、評価を受け、翌年度の事業推進にあたって反映するよう努めます。

資料編

◇葛巻町子ども・子育て会議条例

◇葛巻町子ども・子育て会議委員名簿

葛巻町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 18 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、葛巻町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織し、その委員は町長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

葛巻町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和7年1月1日から令和8年12月31日まで

区 分	所属団体名等	氏 名	備 考
子どもの保護者	葛巻町PTA連合会	鈴木 智	
	乳幼児の保護者代表 (就園児)	近藤 萌里	
	就学児童の保護者代表 (放課後児童クラブ 利用児童)	明石 華梨	
子ども・子育て支援 に関する関係機関 等	葛巻町民生児童委員 協議会	惠津森 喜代美	
	葛巻町小中学校校長会	田中 亨	副会長
	保育士	家田 利江	
子ども・子育て支援 に関し識見を有す る者	葛巻病院	伊藤 達朗	会 長
	幼児教育に携わる者	畑 中 節 代	

葛巻町次世代育成支援行動計画
第3期葛巻町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

発行 葛巻町

編集 健康福祉課

葛巻町葛巻16-1-1